

平成28年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成28年3月7日（月曜日）

議事日程第2号

平成28年3月7日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（27人）

1番 佐藤芳雄	2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 石塚柏
8番 藤田和久	9番 佐藤文子	10番 小山緑郎
11番 茂木隆	12番 橋村誠	13番 古谷武美
14番 金谷道男	15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英
23番 武田隆	24番 大山利吉	25番 本間輝男
26番 鎌田正	27番 橋本五郎	28番 千葉健

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林次美	副市長 久米正雄
副市長 老松博行	教育長 吉川正一
代表監査委員 福原堅悦	総務部長 佐藤芳彦
企画部長 小松英昭	市民部長 高階仁

健康福祉部長	小野地 淳 司	農林商工部長	今 野 功 成
建設部長	朝 田 司	上下水道部長	岩 谷 友一郎
病院事務長	柴 田 敬 史	教育指導部長	千 田 寿 彦
生涯学習部長	山 谷 喜 元	次長兼総務課長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前１０時００分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第２号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に、７番石塚柏君。

（「はい、議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、７番。

【７番 石塚柏議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、１番の項目について質問を許します。

○７番（石塚 柏） 大地の会の石塚柏でございます。今日は財政計画、職員の定年制の延長、公文書館と歴史的記録物の３点について質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

それでは、１番目の第２次総合計画の財政計画から入ります。

財政計画についての質問は、平成２６年１２月の定例議会の一般質問が最初で、その後、２回質問をいたしました。本日で４回目となります。

内容は、大仙市の財政を、どうやって健全化するのか、その道筋について質問をしてまいりました。過去３カ年に同様の質問をしておりますので、簡略に質問をしたいと思

います。

1つ目は、総合計画の前期の計画は、ある程度精度のもった予測が可能ですので、1,000億円をこえる市債をどうするのか、そのために新たに借金する市債は、借金の返済額の8割以内にするという政策を、いつまで続けるのかお尋ねいたします。

2つ目は、5年後の平成32年度末では、市債はどれだけの残高になるのかお尋ねします。

3つ目は、10カ年の歳入の見積りは、人口の減少と合併特例の算定替えが大きく影響すると思われますが、財政に与える額は幾らなのかお尋ねいたします。

最後の質問になりますが、当局が議会に財政を説明する場合、歳入の見積りを固定的な経費と投資的経費と性質別に区分し、これに公債費の見積りも加算して歳入見積りから差し引けば、今後新たに取り組める財源の額を算出できるはずです。少なくとも前期の5カ年については可能だと思いますので、それを示していただきたいと思います。

以上が財政に関する質問です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、第2次総合計画の財政計画についてであります。今般お示した財政見通しは、現行の地方財政制度を基本とし、本市における財政収支の推移や指標、また、大仙市人口ビジョンを踏まえた人口動態などを勘案し、推計したものであります。

財政見通しの期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、過去の決算や平成27年度決算見込み及び平成28年度当初予算を基に試算しており、普通会計を対象に決算ベースで推計しております。

推計にあたっては、歳入の主な見通しとして、市税については決算推移や税制改正及び人口減少等を勘案し試算したほか、普通交付税については合併算定替えの終了や国勢調査による人口減少の影響などを加味し、推計しております。

一方、歳出の主な見通しとして、人件費については、現行の平成30年度までの定員適正化計画を基本に、今後の退職者数や採用職員数及び再任用職員数などを見込み試算したほか、扶助費については生活保護費の伸びなどを見込んでおります。また、物件費については、人口減少等による公共施設の利用需要の変化や今後策定する公共施設等総合管理計画を踏まえた施設の統廃合による維持管理経費の縮減などを見込んでおり、補

助費等については、これまでの見直しを踏まえた市単独補助金や広域の事業計画に沿った負担金等を見込んでおります。

また、普通建設事業費については、各年度における収支見通しを踏まえ、確保可能な財源から実施可能な普通建設事業費を算定し、合併特例債や過疎債など有利な市債を活用しながら将来の公債費負担を考慮して算定しており、平成31年度までは前期の実施計画を基本に、また、平成32年度以降については具体的な計画が未定なことから、一定規模の事業費を維持しながら収支見通しを踏まえ推計しております。

本市においては、今後も人口減少や景気回復の遅れなどによる市税収入の伸び悩みや合併特例期間終了による普通交付税の減少に加え、少子高齢化社会への対応や公共施設の経年劣化対策など、解決していかなければならない財政需要を多く抱えており、厳しい財政状況は続くものと見込まれております。

こうした中におきましても、市の重点施策である子育て支援や教育の充実、また、農業振興及び定住・雇用、地域振興のほか、安全安心対策などの第2次総合計画基本構想に沿って、本市の特色や実情を踏まえた施策を実施していかなければなりません。

このようなことを踏まえ、今後もこれまで以上に徹底した行財政改革を図っていくことを前提に、各年度の歳入規模に見合った歳出とすることを基本とし、事業の必要性や緊急性を十分考慮し、限られた財源を効率的に配分しながら必要な施策や事業を盛り込むとともに、あわせてプライマリーバランスの黒字を保ちながら中長期的な視点に立ち、持続可能な財政基盤を維持できるよう財政計画を策定しております。

次に、市債にかかわる健全化計画の策定についてであります。これまで当市では、平成20年度決算における実質公債費比率が地方財政法で定める基準値を超え、地方債の発行にあたり許可団体になったことから、公債費負担適正化計画を策定し、市債発行額の抑制による公債費の縮減と将来負担の軽減を図ってきたところであります。

この公債費負担適正化計画においては、計画期間内に実質公債費比率を国の定める基準値の18%未満に改善するため、市債発行総額を元金償還額の80%以内に抑えることを基本に取り組みを進めてまいりました。この取り組みにより、比率は年々改善し、平成25年度決算において、計画より1年前倒しで基準値を下回り、計画を達成したものであります。

第2次総合計画の財政見通しにおける市債発行額については、平成31年度までの総合計画の前期実施計画期間内において、元金償還総額の80%以内に抑えることとして

おり、これにより平成３２年度末の臨時財政対策債を除く建設事業債等の全会計の市債残高は、７００億円程度になるものと見込んでおります。

また、後期実施計画期間においては、発行額の抑制による将来負担の軽減対策をさらに進めるため、計画期間内の発行総額を元金総額の７０％以内とすることを基本として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、第２次総合計画全体においては、発行総額を元金償還総額の７５％以内にするとともに、計画最終年度である平成３７年度末には、臨時財政対策債を除く全会計の市債残高を６００億円程度まで抑制することを基本とした計画にしております。

今後は、この基本方針を遵守することにより、一層の将来負担の軽減が図られるとともに、実質公債費比率、将来負担比率などの財政健全化判断比率も、緩やかではありますが改善していくものと見込んでおりますので、現時点では改めて健全化計画を策定することは考えておりません。

次に普通交付税の減額に伴う影響額についてであります。平成２８年度の普通交付税の交付見込額は１８１億円程度と試算しており、平成２７年度と比較し、７億円程度減少するものと見込んでおります。これは、国の地方財政計画を基本に試算を行っており、国勢調査による人口減少の影響や合併算定替えの逡減などを反映したものであります。

また、現時点では合併算定替えの適用が終了する平成３１年度の交付額は、１７５億円程度になるものと見込んでおり、合併算定替えの逡減が始まる直前の平成２６年度交付額の１９４億円と比較し、１９億円程度の減額になるものと見込んでおります。

合併算定替えの最終的な縮減額については、当初、５年後の平成３２年度には約４５億円が減額されるものと見込んでおりましたが、合併後の財政需要を的確に反映させた普通交付税の算定方法の見直しを国に要望してきた結果、平成２６年度からは先行的に支所経費について、また、平成２７年度からは消防費や清掃費などについて見直しが図られており、今後も保健衛生費や小中学校費などの見直しが計画されており、合併に伴い拡大した面積や人口密度の減少などに配慮し、交付税算定に反映させることとなっております。

これらの見直しにより、最終的には合併算定替え適用額の７割程度が確保されることとなり、合併算定替えの減額幅は約１５億円に緩和される見込みであります。

一方、合併算定替え適用が終了し、大仙市としての一本算定となる平成32年度からも、人口減少等の影響により、年1%程度の減少幅で推移していくものと見込まれており、総合計画期間の最終年度である平成37年度の交付見込額については、現時点の試算で約167億円と推計しており、同じく合併算定替えの遡減が始まる直前の平成26年度交付額の194億円と比較し、27億円程度の減額になるものと見込んでおります。

次に、財政見通しにあたっては、本市における財政収支の推移や人口ビジョンなどを踏まえ、市税収入の伸び悩みや地方交付税の減少など、一般財源が減少していく中で歳入規模に見合った歳出構造への転換を図りながら、それぞれの施策を実施していけるよう組み立てたものであります。

特に、地方版総合戦略の計画期間と整合性を図った平成31年度までの総合計画における前期実施計画期間の財政見通しについては、今後予定されている地方交付税制度や地方債制度等の見直しを考慮したほか、ハード事業については財源の確保を含め、実施予定事業を精査し計上するなど、実効性を確保したものとなっております。

したがって、前期実施計画期間においては、議員ご指摘のとおり、一定の条件下ではありますが、ある程度精度の高い数値をお示しできたものと考えておりますので、国による施策の大転換や経済情勢の激変など、自治体を取り巻く環境が大きく変わらない限り、極端な変動はないものと見込んでおります。

次に、計画作成にあたっての財源の算出方法等についてであります。計画策定の前提として、各年度の歳入規模に見合った歳出とすることを基本に推計を行っております。

はじめに、使途が限定されない市税、譲与税・交付金及び地方交付税等の一般財源の試算を行った後、人件費、公債費などの義務的経費や広域組合への負担金、特別会計への基準内繰出金などの義務的経費に準ずる経費にかかわる一般財源を差し引き、その後、マクロベースであります。物件費などの経常的な経費や補助費・普通建設事業費などの政策的な経費に、どの程度一般財源が見込めるかを試算しております。

この時点で一般財源に余裕があるとすれば、新たな事業の実施財源が見込めることとなりますが、計画期間内においては、これまでと同様に地方交付税の減額等により、年々一般財源の減少が見込まれていることから、逆に財源に不足が生じる状況になっております。

このようなことから、計画期間内においては、歳出規模の抑制を図るため、事務事業の見直しやスクラップアンドビルドの徹底、また、市債発行額の抑制による公債費の縮

減などに努めながら、市民サービスの低下を招くことがないよう、質の高い事業の提供を目指した財源の活用が必要になります。

こうしたことを踏まえ、歳出の各性質別の項目につきましては、義務的経費等を除き、物件費や補助費等などについて見直し等による一定の縮減幅を設定し試算しているほか、普通建設事業については各年度毎の具体的な計画を策定した上で財源の配分を行うなど、実効性の高い計画としております。

以上です。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○7番（石塚 柏） ご答弁ありがとうございました。

ただ一点ですね、臨時財政対策債の扱い、政府の審議会に出ているような大学の教授の方のお話です。私、質問しまして、債務に、これ臨時財政対策債、入れるのがいいのか悪いのかという話をしましたが、その時にその大学の先生は、入れるべきだということをおっしゃってたと一言付け加えて、それから、よく当局から「有利な借金」という話をされます。ちょっと私は戸惑ってしまいますが、言われる意味はよくわかります。そういったことも含めて、改めて財政規律、債務、こういったことをお尋ねしたいものだということを感じた次第であります。

前にも申し上げましたけれども、財政規律を守ることは大変困難なことで、財政当局は今日、傍聴にもたくさん市民の皆さんお見えですけれども、市民から喜ばれることをあえて消さなければならない、大変なことだと思っております。

それで、財政計画についての再質問なんでありますが、他市との財政力の比較を継続的にするべきではないかという質問です。お隣の横手市と由利本荘市と大仙市は、総務省が分類する人口、面積、産業構造が似た類型区分2-1であります。ほぼ同じ性質の市だというわけであります。

先般マスコミが横手市の多機能型体育館横手アリーナの構想について取り上げておりました。建設費90億円の大型事業です。横手市長が議会の答弁で、合併特例債の採用で市の負担は実質26億円として、他の施策に財政面での影響はないと発言されております。一見しますと、横手市と大仙市とでは、財政力に相当の開きがあるのかとも思い

ます。実際はないのか、あるのか、それを知るには財政比較をするほか手立てがございません。我々議会も執行部も、大型の事業に自身の財政が耐え得るか客観的に判断するためにも、類型区分2－1の全国の類似団体の財政力との比較、歴史的にも似た横手市、由利本荘市との比較は必要と思われます。夏の決算報告の時点でも、報告で触れるべきではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 類似団体との比較でありますけれども、我々、常にこの相当類似団体というものを意識しながら、そういう団体の情報等もできる範囲で集めながら、常に比較をするのはそこしかないと思っていますので、そういう比較はしながら施策を考えているところであります。

秩父議員の質問のところでお答えしたいと思っておりますけれども、今、総務省の体系モデルで、より正確な自治体の比較ができるような仕組みが出てまいりますので、そうすると、もう少しこう、今の類型の類似団体もかなり、我々、おおざっぱすぎるような比較になっていますので、この総務省方式改訂モデルで計算した財務諸表等が出てきますと、かなりいろんな比較ができる要素というのはあると考えておりますので、現在のところは現在の類似団体との比較の中で施策を考えていきたいなと思います。

○議長（千葉 健） 再々質問はございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、7番。

○7番（石塚 柏） 次、もう一点ですね、お願いしたいと思います。

財政の課題の中で大型事業の予算に関する審議のあり方について質問をさせていただきます。

事業説明の中身の過不足については、公共施設管理計画特別委員会の中間報告で触れるそうなのでありますので、私からは時間の持ち方、機会の持ち方についてお話をしたいと思います。

大型事業については、もう少し時間と間を置いて審議をした方がよいのではないかと、この質問の趣旨であります。予算のない時代に入っているのですから、じっくりと時間をかけて審議すべきではないでしょうか。事業構想の段階、基本設計、実施設計とあるわけですが、実施設計という結論部分に、あまりに急いでいるように感じます。執行部では、議会が反対勢力のように思うかもしれませんが、議会は最終では、いつでも

100%賛成の議決をしています。そしてこのことは、ブーメランのように議会にダメージを与えています。住民の目からすれば、議会が賛成と決まっているのなら、議会はいらないという意見になって、結果として住民の議会に対する無関心につながっていると思うからであります。角間川地区の川まち歴史交流整備事業は、じっくりと時間をかけたからこそ、執行部と議会がスムーズに運んできているのではありませんか。国会においても東海法案の提出について疑問が出されております。審議のあり方についての疑問で、本質は一緒だと思います。事業構想を議会に諮ってから基本設計、実施設計の議案を出すまでに、時間をかけて、ひと呼吸置いていただきたいのですが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（千葉 健） 7番さんにちょっと申し上げますけれども、この第1項目の中で財政計画についていろいろ質問あったんですけれども、ちょっと今の再質問についてですよ、ちょっとよそに触れたような、私自身ちょっとよそへずれたような感じがいたしますけれども・・・

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○7番（石塚 柏） 私の考えは、財政計画を執行する、円滑に議会と議決を経て実行していくという中身にあって、今の審議のやり方では、スムーズにいかないと、そういう意味合いで質問をした次第です。どうしてもその趣旨において疑問、財政計画を進めていく上において、今の質問に答えるのに疑問があるというのであれば、私は次の質問に移ります。いかがでしょうか。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩

.....

午前10時49分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの7番石塚柏君の再々質問につきましては、議会運営委員会におきまして、いろいろ意見はございましたけれども、議長の判断で次の質問に移っていくということでご了解いただきたいと思います。

それでは、次に2番の項目について質問を許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、7番。

○7番（石塚 柏） いずれにしても、今日は後ろにいらっしゃる傍聴の方々、市民の方々が何を議会で聞きたいのか、優先順位ですか、そのことを考えて、是非議会の質問を続けていきたいなと思っている次第です。

次に、職員の定年延長にかかわる質問をいたします。

大仙市は私が市議会に席を置くようになってから10年間、職員の不祥事はありませんでした。大仙市を取り巻く4市1町は、不祥事の報道が続いております。大仙市の職員のモラルが高いことは自明で、内心、大仙市を誇りに思っております。

一方、当局からの財政の健全化の歩みの中で、決まって職員の削減の説明が入っております。勧奨退職に協力してくれている多数の職員がいらっしゃることもわかりました。一方、民間では、定年退職に関する法律が次々に成立して、定年の延長が義務付けられております。要は、公務員の給料の高さについて問題視する論調が大半ですが、定年の処遇は官民が逆転しております。そこで2点お尋ねします。

職員数の削減によって財政の健全化のために多大の貢献がありましたけれども、今後、職員の定年の延長によって人件費の削減にどの程度影響があるのか示していただきたい。

2つ目に、民間の定年延長の法制化が進んでいる中、公務員の定年と官民の差異の現状はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、定年の延長に伴って大仙市職員のモチベーションをどう維持するのか、高めるのかについてお尋ねいたします。

職員が定年に達して再任用職員になってから、その職員のモチベーションの維持の対策はとられているのでしょうか。一方、定年延長によって役付き職員が在職する機会が長くなるわけですから、若年職員の、より難しい仕事を任せられるチャンスが遠のくわけであります。一般論として、モチベーションの維持が困難になると思われませんが、これに対する対策はどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

こうした社会の高齢化に伴う職場の課題はたくさんあるわけですが、ある程度の勤労者の数を抱えている事業所では、採用に始まって人員設計、定年退職と退職金、年金と、トータル人事制度の改善が広く民間では行われております。定年制の延長で当市の人事制度全体の点検と改善が必要でないかと考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の職員の定年延長の扱いについてお答え申し上げます。

はじめに、職員の定年延長にかかわる人件費への影響につきましては、人事院勧告では、平成２３年度において「定年を段階的に６５歳まで引き上げるための国家公務員法の改正についての申出」を行っておりますが、６０歳を超える職員の給与体系や組織活力を維持するための役職定年制度など多くの課題がありました。

このため、平成２５年３月の閣議決定において、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望する職員を再任用することができるとしており、定年延長につきましては、継続して検討されることとなっております。

以上のような状況であります。単純に定年延長が実施された場合の人件費を試算しますと、再任用職員は希望する職員を対象としており、現在は退職者の約半数の任用となっているのに対し、定年延長は退職者がありませんので、これまでと同様に新規採用を行った場合、職員数が増えることになります。

平成２８年度の再任用職員の人件費は、定年退職者の約半数分で約１億円を今次定例会に予算計上しておりますが、定年延長の場合は約６億円が必要となります。したがって、定年延長が実施された場合の人件費は、大幅に増えることが予想されます。

次に、公務員の定年と民間の定年の違いについてであります。

公務員の定年につきましては、国家公務員が国家公務員法で６０歳、地方公務員は地方公務員法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとなっており、本市職員は条例で６０歳と定めております。ただし、国家公務員法及び地方公務員法では、定年退職者等の再任用についても規定されており、６５歳まで再任用できることとなっております。

一方、民間では、現在の高年齢者雇用安定法において、定年を定める場合は６０歳を下回ることができない規程があり、６５歳未満の定年を定めている場合は、継続雇用制度の導入、定年年齢の６５歳への引き上げ、定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされており、多くの企業が継続雇用制度を導入しているようであります。その意味で公務員と民間との定年年齢の差異は、あまりないものと思っております。

次に、再任用職員や若手職員のモチベーションの維持や、民間で実施されているトータル人事制度と本市の人事制度についてであります。

再任用職員につきましては、一夜明けて一職員として全く別の業務に就いたり、上司

と部下との関係が逆転する場合がありますが、退職前と気持ちを切り替えて仕事に従事してもらうなどの心構えを再任用の説明会時にお話しております。

また、年金支給の開始年齢までの継続期間としての再任用ではありますが、希望する職員が全員再任用できるわけではなく、退職前の勤務実績が良好であった者で、心身ともに職務の遂行に支障がない場合に再任用すると要綱で規定しており、面接時にそのことを確認しておりますので、モチベーションの維持には問題がないものと思っております。

さらには、これまで培ってきた多様な専門知識や経験を職場内で積極的に活かしてもらうこととともに、後任の指導にもあたってもらうため、政策監や専門監などの職務にも任用しております。

再任用制度の実施については、若手職員の昇任・昇格には影響しませんので、若手職員が公務員生活を送る上で、自分の将来像を描きながら高いモチベーションで業務を遂行できるものと思っております。

また、民間で実施されているトータル人事制度と本市の人事制度についてであります。議員ご指摘のトータル人事制度とは、年齢や勤続年数にとらわれず、高い成果や業績を上げた社員を高く評価するとともに、その結果を公平かつ適正に賃金などの処遇に反映させる制度と認識しております。地方公務員においては、平成26年6月の改正地方公務員法において、平成28年度から人事評価の実施が規定されました。この人事評価は「職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる評価」と定義され、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものと位置付けられるとともに、「人事管理は、採用試験の種類や年次にとらわれず、人事評価に基づいて適切に行うこと」とされております。本市といたしましても、この規程に則り、28年度から人事評価を正式に実施することとしております。ご質問のトータル人事制度については、民間企業にあった制度で広く実施されていることと思われませんが、公務員の人事制度とは違う面もありますので、このような制度も参考にしながら、これからの人事制度を考えてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの市長の答弁に対しまして、再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○ 7 番（石塚 柏） 次に、公文書館と歴史的記録物の保存に関する質問をさせていただきます。

公文書館の新規事業は、素晴らしいものになる可能性はあると思いますが、幾つかの心配がありますのでお尋ねいたします。

最初に、年々増えていく公文書を保管する建物の公文書館の耐用年数についてお尋ねいたします。

私はアメリカの公文書館の一つの映像を見ることがありました。全く倉庫のようなもので、トウチカのように頑丈な構造物でした。中は窓もなく、空調と照明のバランスのとれた機能的な建造物でした。そこで質問です。

いずれは使用する小学校も耐用年数がまいます。これから使用に耐える年数がどれくらいと捉えているのかお尋ねいたします。

次に、公文書館の目的と一般市民の理解についてお尋ねいたします。

主な事業説明書によれば、公文書館の目的は、合併前の公文書がいろんなところへ散らばってしまうというのを防ぎ、歴史資料として研究者や住民の利用に供するとあります。しかしながら、一般市民の公文書館の資料とは、外交文書の保管に代表されるその時々大きなインパクトを与える歴史的資料というイメージが国民にはあります。一般市民に地方公共団体で開設する公文書館の内容を、貴重な仕事として理解していただくには、困難さが伴うと思います。いずれ予測するに、10億円前後の改築費を要する新しい公文書館を建設しなければならない時期がやってまいます。それを超えて未来永劫、公文書館を維持していくには、公文書館の存在意義を理解していただく行動や活動が必要ですが、その内容をどう考えているのかお尋ねいたします。

次に、公文書館のスペースを安易に拡大することはできませんので、日常の保管・保存業務、仕分け業務をもって、前もって方針を立て、保存物を最少にする努力が必要と思いますが、対策についてのお尋ねをいたします。

先程申し上げました公文書館は、官庁の文書が相手です。一方、民間では、経済、文化、民俗資料が中心となります。そこで、官庁の文書資料と民間の歴史資料が相まって、後世の市民に生きた歴史の判断を提供できるのではないのでしょうか。合併によって成立した大仙市が明治以降の歴史的資料の保存について、今後とも全体を網羅した体制を構築できるのかどうか、民間の郷土資料館、団体との連携はどうか、また、体系的にまとめることが可能かどうかをお尋ねいたします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の公文書館と歴史的記録物の保存についてお答え申し上げます。

大仙市には、地域の歴史や文化を伝える多くの文化遺産がありますが、それは文献であつたり、埋蔵物であつたり、建物であつたりする、あるいは形のないものなど様々な種類があり、古いものだけでもありません。そして、これらを通して我々が知ることのできる歴史や文化は、先人たちのたゆまない努力によって「残されたもの」で、決して偶然に「残ったもの」でもありません。

歴史や文化は手から砂がこぼれ落ちるように、失われやすく得難いものであります。有形、無形の文化財を含めた広い意味での文化遺産を守り伝えるには、途切れることなく積み重ねられることが肝要であり、行政が責任をもって様々な取り組みをする必要があると認識しております。そのようなことから、例えば仙北地域の池田氏につきましては、旧宅地を名勝旧池田氏庭園として文化財保護課が担当して往時の姿に整備し、池田家に残された文献資料については、公文書館整備を担当とする総務課が現在、整理や解読を進めており、将来的には池田家の成り立ちのほか、近世の地域の営みや行政のあり方を明らかにできるものと考えており、それぞれの部署が綿密に連携して、それぞれが担当する側面からアプローチすることにより、その歴史や文化を後世に伝える取り組みを行っております。

また、今後整備を予定している花火伝統文化継承資料館（仮称）や川まち歴史交流館も同様の考え方に基づいて進めております。

このような中、公文書館は歴史的に重要な資料の保存・活用を担う拠点として整備するものであり、ただいま申し上げました施設や既存の図書館・資料館などの類縁施設のほか、郷土史家やボランティアなどの貴重な人材と綿密に連携して、主に文献資料の面から地域の歴史や文化を伝える重要な役割を担うこととなります。公文書館におきましては、行政運営上の役目を終えた公文書その他の記録のうち、歴史資料として重要なものを選別して保存し、併せて、民間所在の地域史料、いわゆる古文書についても同様に保存して、これらを市民との利用に供することにより、これまでの行政の検証やこれからの施策のあり方を共に考えることを可能とするほか、地域の営みや市民の権利異動などの証拠として活用するものであります。

質問の第1点、公文書館に改修する旧双葉小学校の使用年数と耐用年数につきまして

は、校舎棟が木造一部鉄筋コンクリート造りで平成１２年２月に、体育館が鉄筋コンクリート造りで平成１３年１月に竣工しており、築後約１６年が経過しております。

建物の耐用年数は、一般的に鉄筋コンクリート造りについてはおよそ５０年、木造については３０年といわれておりますが、改修工事に際しては、屋根や外壁の塗装、また、設備の補修や更新も計画しており、改修後も３０年以上は使用可能と想定しております。

次に、公文書館の重要性や存在意義を啓発する取り組みにつきましては、「公文書館」、「アーカイブズ」という言葉自体、大仙市はもとより、我が国においても残念ながら一般の認知度はそれほど高くはありません。また、歴史的公文書を通じて行政の政策決定過程を検証する、あるいは地域の営みを後世に残すという社会的な役割についても、あまり知られていないのが現状であります。

このため、シンポジウムや講演会を開催したり、刊行物やインターネット等を使った情報の発信で認知度を上げていく取り組みはもちろん必要であると考えますが、幅広い年代で地域の歴史を身近に感じていただけるよう、小・中学校の授業の中で地域史料を活用していくことや古文書解説講座など生涯学習の場として利用していただくことも必要であります。とりわけ教育との連携は、長い目で見たとき、最も重要な活動になるものと考えております。

次に、保存する史料の選別などにつきましては、保存期間が満了した文書につきましては、平成２４年度から本庁の全ての文書について、保存と廃棄に分類する評価選別を行っております。選別に当たっては、独自のガイドラインに基づき、市の特色ある事業や災害等に関する文書、会議顛末等の政策決定過程がわかる文書など、後世に伝えるべきものを残すようにしております。

公文書館の収納可能冊数は、実施設計において約２７万冊であり、当初搬入分の約１１万冊を差し引いた約１６万冊がその後の受入れ可能冊数となります。毎年、本庁文書の約１２％、１５０冊程度が保存すべきものと判定されておりますが、今後はこれに加え、他の庁舎・施設に保管している文書につきましても、評価選別の対象としてまいります。これらを合わせても、この先３０年は十分に耐え得る容量を確保しているつもりであります。

議員ご指摘のとおり、公文書館に所蔵する文書につきましては、内容を精査し、真に必要なものを残していくべきと考えており、これにつきましては、現在、有識者による大仙市公文書館設置懇話会の意見を取り入れながら、評価選別の基準となる要綱や資料

整理の手順を示した要領などを整備中であります。

次に、歴史資料の全市的な保存体制につきましては、今後、人口減少や後継者不足により、地域の歴史について相談できる方が少なくなり、相続や家屋の建て替えなどの際に、古文書等の歴史資料が失われるという事態が多くなるものと予想されます。

今後は、公文書館が中心になって、郷土史家やボランティアの方々のほか、民間サークルなどの連携を密にし、民間所在の古文書等の情報共有を進めていくとともに、古文書に興味を持つ個人や新規に解説等の活動 را始める団体への積極的な支援、また、史料の取扱いについての相談窓口の設置などを通じて、市全体の歴史資料に関する保存・活用の体制を作ってまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの市長の答弁に対する再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、7番。

○7番（石塚 柏） 明治以降、我々の先達は、貧しい国から産業振興をやって、教育の整備、連綿と続く海外での戦争、農業の疲弊、そしてまた土地改良事業の歩み、こういったものがあると思います。この大仙市の市役所の向かいに図書館があって、2階に郷土資料室というのがあります。何度か拝見させていただきました。その何か大曲ということがあって、何か土地改良に関してのかつての資料というのは非常に少なかったなという印象があります。そして驚いたことに、秋田県から特攻隊に出撃していった、おそらく何百人、千人超えるんでしょうか、そういった方々、いわゆる人間魚雷に乗って特攻に行かれたというような方も、我々の隣の町にいらっしゃるということもあります。先達の感謝も含めて、是非戦前、明治からの貴重な郷土資料を全体に網羅していただきますようお願い申し上げます、私の再質問ではありませんけれども、今日の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて7番石塚柏君の質問を終わります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中でありますが、暫時休憩いたします。11時半より再開いたします。

午前11時19分 休 憩

午前 11 時 29 分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。8 番藤田和久君。

（「はい、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8 番。

【8 番 藤田和久議員 登壇】

○議長（千葉 健） 1 番の項目について質問を許可します。

○8 番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久です。私は3点について一般質問させていただきますので、ご答弁のほど、よろしくお願いしたいと思います。

今年の冬は雪が少なく、私たちは雪寄せが楽だった、大変喜んでいるところであります。しかし、冬の除雪の仕事に携わる方々は、毎日の仕事が多く、生活が大変だと伺っております。自治体としても、例年に比べますと非常に降雪量が少なく、除雪経費も少なくすんだのではないのでしょうか。こういう雪の少ない年は、例年ならできなかったような、こまめな除雪に力を注いでもらいたいものです。

実は、私の最初の質問が、除雪にかかわる質問になります。月日は特定できませんが、今年の冬のことです。雪が15cmくらい積もった日で、私の家の周辺では、ほとんどの家が除雪に大忙しだったと思います。しかし、除雪車は、その日は来ませんでした。

私は、当日所要があつて美郷町、旧仙北、旧太田、旧中仙の方に出掛けましたが、大曲以外のこれらの地域では、除雪車による除雪がきちんと実施されておりました。美郷町、太田、中仙、仙北は、きちんと除雪車による除雪が終わっており、大曲に入ったら県道は除雪されていましたが、市道は除雪されておらず、圧雪のぼこぼこ道のため、体調の悪い方などは、とても車で乗ってられる状況ではなかったと思います。車の流れも悪く、そのほとんどが20km、30kmという状況だったと思います。

郡部からの帰り道、突然雪道の道路となって、しかも圧雪で道路状況が悪くて、車体はガタガタ揺れ、運転も大変な状況で、何で大曲だけが除雪車が来ないんだと、こういういら立ちを覚えた記憶があります。

自宅に戻りましたら市民の方から「雪が降ったのに除雪車が来ない。市役所に連絡して来てもらってくれ。」という電話が入ってありました。私もそのために市の担当者に電話をしました。電話を受け取った担当者は、今、業者に連絡を取っているところなので、もう少し待ってくださいという返事でした。しかし、その日には除雪車は来なく

て、翌日の朝に除雪が行われました。

この他にも似たような例が二度ほどございました。私の周辺で20cmぐらい雪が降っているのに、除雪車は来ませんでした。これも前回と同様、ひどい道路状況で、こんな苦勞せず安全に運転できたのにと考えた次第であります。このようなことが3回ほどあったということでもあります。

地域ごとにばらつきはあっても、一定の降雪量があったなら、除雪車で大仙市全域を一斉に除雪してほしいと思うのであります。

そこで質問ですが、なぜこのようなことが起ったのか。同じように降雪があつて、地域によって除雪車が出動したりしなかったりなどということは、私はあつてはならないことではないかと思います。なぜこのような結果になってしまったのか、その理由についてお尋ねします。

また、除雪車の出動は、出動基準に基づいて行われていると思いますが、十分に除雪されていない場合もあるので、地域間で除雪状況に差が生じないように、一斉除雪の実施について、柔軟な対応を検討すべきと思いますが、いかがか伺いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。朝田建設部長。

○建設部長（朝田 司） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の除雪車の出動についてであります。本市の除雪につきましては、深夜の午前1時から午前4時までの間に前日からの降雪量が10cm以上となった場合に、各地域に17カ所設置している降雪センサーが感知し、各地域毎に出動命令を出す仕組みとなっております。

除雪作業は、円滑な交通や歩行者の安全を確保することはもとより、通勤・通学等に支障がないよう、原則として7時30分まで終了することとしているため、午前4時以降に10cm以上の降雪となった場合には、これらを総合的に勘案し、出動を見合わせるケースもあります。この場合には、道路河川課並びに各支所農林建設課の職員が早朝より現地の状況を把握し、必要に応じてパトロールを行いながら除雪車の出動の可否を判断しているところであります。

このような朝方の降雪は、年に数回発生しますが、予測が極めて困難であることから、市では今年度から民間の気象予報会社の出動判断支援システムを導入し、専門スタッフが大仙市の気象状況を24時間態勢で監視し、市ではその情報を踏まえた出動判断をす

るなど、より確度の高い除雪体制を整えるように取り組んでいるところであります。

また、本年度からは雪に関する総合的な部署として、雪対策推進室を設置しており、冬期の通常時には4名、雪害警戒対策室以上が設置された場合においては7名の職員が常駐し、全市的な状況把握を行っているほか、大雪警報が発せられるなど一定以上の降雪が予想される場合は、市民からの苦情・要望に対して、早朝など時間外においても関係部署との調整を図りながら迅速な対応に努めております。

ご質問の全市一斉除雪の実施についてであります。広大な面積を有する大仙市においては、地域による降雪状況が異なることに加え、市街地における日中の除雪作業は、安全確保や駐車車両等の交通障害も懸念されることから、地域によっては日中の除雪車の出動を見合わせ、翌日深夜の出動で対応しております。このため、地域により除雪車の出動の状況が異なるケースが結果的に生じておりますが、より細やかに地域毎の状況に即し、かつ効率的・経済的な除雪を実施することが最も重要であると考えております。

なお、今シーズン朝方の降雪により除雪車の出動基準に達した日数は、各地域を合わせると延べ25日で、平均すると3日となっております。日中の部分除雪により対応した割合は、そのうち47%となっており、こうした状況も踏まえ、市では昨年度「雪対策総合計画」を策定し、さらに今年度は、冬期間の円滑な道路交通確保に向けた効果的な除雪事業を推進するため「大仙市道路除雪基本計画」を改訂し、新たに路線別の除雪水準を明確化するなど必要な見直しを行ったところです。

議員ご承知のとおり、道路除雪は市と市民の皆様の協力があって成り立つ作業となりますので、今後も皆様のご意見や道路状況、さらには気象状況等を総合的に判断し、きめ細やかな除雪作業を心がけてまいります。

○議長（千葉 健） 再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

○8番（藤田和久） 再質問というわけではないんですけども、ただいま答弁にありましたように、市の努力もかなりされておるということはわかりました。しかし、この雪のことですから、大仙市広いのでね、地域によって雪質が違ったり、それから風や吹雪の場合も降雪量がまちまちなんです。道路の向きによっても違います。そういうことも勘案して、それから、朝方ねブルドーザーが来てから降るという場合も結構あるんですよ。ですから、朝方、日中の天気予報なども勘案して、できるだけこの地域一帯に雪が

降った場合は、行かないところとか行くところとかっていうことのないように、できれば一斉の除雪に努めてもらいたいという希望を、お願いを申し上げて、1つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（藤田和久） 2つ目の質問として、交通安全について質問いたします。

私自身は、大仙市の交通安全協会の理事として、少しでも地域の交通安全の推進のために奮闘している一人であります。

先日、大仙市交通安全協会の定期総会が開催され、2015年の活動を総括し、2016年の方針と重点推進事項などを決定したところであります。

それによりますと、全国的には事故発生件数、死傷者数とも、ここ10年ほどは減少傾向になっているそうです。この大仙市では、事故件数は減少したものの死亡者数が3名から5名に増加したそうであります。交通事故の特徴として、高齢者の事故が6割以上、軽トラックによる事故が4割以上、国道内での事故が4割と、これらが大きく言って三大事故ということであります。今年こそ死亡者ゼロを目指して奮闘したいものと思っておりますが、先日1人、出てしまいました。

また、交通事故の大半は、依然として一時不停止、前方不注視、安全不確認などのドライバーの根本的な過失原因にある。また、自転車絡みの事故も近年増加中であるとの報告がなされております。

今年度の重点推進事項は、1つは、子どもたちと高齢者の交通事故の防止、2つ目は、飲酒運転の根絶、3つ目は、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、4つ目は、自転車安全利用対策の推進となっております。歩行者や自転車利用者が安全ルールをしっかりと守ると同時に、自らの存在をアピールし、運転者などにアピールする必要があります。そのためには衣類の色の工夫とか反射材の活用が重要だと言われているそうです。

そこで伺いますが、市の責任で子どもや高齢者を対象に、歩行者用反射材、または自転車用反射材などを無料で支給することができないものなのか伺いたいと思います。もし、直ちに支給できない場合でも、子供たちの安全確保の立場から、安価で利用しやすい商品を紹介し、おすすめすることも必要と思いますが、いかがでしょうか。

2つ目の質問として、自転車事故の場合には、自転車運転者がヘルメットを着用しておれば軽症で済んだと思われる事故も多いと伺いました。そこで、小・中学校の自転車

通学の場合には、安全ヘルメットを着用すべきではないかと思っております。市の責任で対象者に無料給付できないものか伺いたいと思います。

また、教育委員会として、もし無料給付できなくても、ヘルメットの着用の徹底を指導できないものか伺いたいと思います。3つ目に関連しての質問ですが、管内の小・中学校で自転車通学をしている人数は大体どれくらいで、全体の何%程度に当たるのか、また、それらの通学者に無料提供するとしたら、大体平均ぐらいのヘルメット、予算はいくらぐらい必要なのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。最初に老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問の交通安全につきまして、お答え申し上げます。

はじめに、子どもや高齢者への歩行者用反射材の配布についてであります。平成23年度に大仙市交通安全母の会と連携をいたしまして、市内各小学校全児童に対しまして歩行者用反射材を配布いたしております。翌、平成24年度からは毎年新入学児童に対しまして配付をしており、小学生全員に反射材が配布される仕組みを取っております。

また、小中学生の交通安全教室として、市内の各小学校には、歩行環境シミュレーター「ワタリジョウズ君」を、また、各中学校には自転車シミュレーターを一定期間設置し交通安全に関心を持っていただいております。

なお、全ての高齢者に対しまして反射材を計画的に配布する事業は行っておりませんが、それぞれの交通安全運動期間中に各交通安全会・交通安全母の会などの団体からご協力をいただき、各地域の啓発活動として靴に貼るタイプの反射材や折りたたみ反射バッグなどの配布を行っているところであります。さらに、市民向けといたしましては秋の稔りフェアや交通安全イベントの開催にあわせまして、腕に巻き付けるタイプの反射材や自転車の車輪につける反射材など、様々な交通安全グッズを配布いたしているところであります。

今後も引き続き各種交通安全団体や関係機関と連携いたしまして、交通安全の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、吉川教育長に答弁を求めます。教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 次に、自転車通学者への安全ヘルメット支給及び着用の指導等についてお答え申し上げます。

自転車通学者の安全ヘルメット着用につきましては、大仙市立小・中学校通学路の設定要領において、通学に自転車を使用するにあたっては、適切な点検、指導等を行うとともに、ヘルメットの着用についても検討すること」と規定し、各学校の市町村合併以前からの取り組みを尊重し、保護者との合意に基づいて安全確保に努めるよう指導しております。

現在、市内では4中学校でヘルメットを着用しており、自己負担でヘルメットを購入したり、兄弟等からのお下がりを利用しているのが現状であります。

また、着用にあたっては、登下校以外の自転車利用についての着用の義務や奨励等についても、それぞれの実情を踏まえて保護者との合意の上で取り組んでおります。

ヘルメットを着用させていない学校においては、「親の責任である、必要を感じない、目が届かず指導できない」などの保護者の様々な考えも踏まえ、合意が得られない中での着用の実施は、指導の徹底が図られないとの判断から、交通ルールを守る意識の醸成や中学校入学段階での自転車の乗り方指導に力を入れ、安全確保に努めております。

今年度の市内中学生の自転車通学者は1,721人で、中学生全体に対して87.5%となっております。

また、ヘルメットの平均的な値段は3千円程度で、仮に新年度の中学1年生全員分を試算しますと180万円程度となります。市教育委員会としましては、ヘルメット着用の徹底を図るためには、一律の義務化よりも保護者と学校の合意形成こそが重要な土台であると考えております。したがって、ヘルメットの無料支給につきましては、現在着用している学校において、「自分の命は自分で守る、ヘルメットはそのために必要不可欠なもの」との合意の上に、自己負担購入による指導が成り立っていることも踏まえて、検討すべきものと考えております。

いずれにしましても、全自転車通学者のヘルメット着用に向けて、市PTA連合会や各学校の保護者との合意形成を推進し、児童生徒の通学の安全確保に万全を期してまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） 再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

○8番（藤田和久） ただいまのヘルメットの件ですけれども、教育長さんの方から保護者の理解やそういうものが徹底されていないという面が報告ありました。引き続きですね、実施されていない学校については、そういう意識を高めるということで保護者の理解を得る努力を、引き続き続けていただきたい。その上で、やはりこれはヘルメットは安全上、私はなくてはならないものだと思いますので、いずれ全額でなくても結構ですので市の方で援助していただくように検討をしていただきたいとお願いを申し上げて、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○8番（藤田和久） 3つめの質問として、介護保険について質問いたします。

介護保険制度がスタートしたときから、介護労働者の賃金実態が劣悪だと、低いと指摘されてきました。

政府は、昨年4月、介護職員の処遇改善加算ということで、月額平均で1万2千円相当の賃金引き上げになるとして実施しました。しかし、同時にですね、介護報酬は実質4.48%削減され、経営の厳しい介護保険事業所では、自らの経営を守るために必死であり、従業員の給与改善までには回らないというのが実態だったのではないかと思います。

各種実態調査においても、8割を超える介護労働者が処遇改善加算を実感できないと答えているそうです。さらに、劣悪で重労働のため、介護労働者の6割が、もう辞めたいと考えており、介護労働者が退職しても新たな介護労働者が見つからず、人手不足が蔓延し、さらに労働環境が悪化しているのが現実とのことです。人手不足や採算が取れないために、やむなく事業を閉鎖する事業所もあるということです。

2025年頃には、介護受給者が最高数に達すると言われており、介護労働者数も、それに応じて人数が必要になります。しかし、このままの低賃金、重労働では、介護従事者を増やすことは困難と思われます。介護職員の大量確保、処遇改善のための施策や介護報酬の引き上げなどが必要ではないかと思います。

そこで伺いますが、介護職員の確保、処遇改善可能な介護報酬の実現のため、全国市長会などを通じて国に強く要請すべきではないかと考えますが、市長としていかがお考えか伺いたいと思います。

2つ目には、また、閉鎖した、この大仙市内の事業所数、人手不足の事業所数、経営が悪化ぎみの事業所数、介護職員の賃金実態など、大仙市内の介護の実態調査を市として実施しているのか伺いたいと思います。介護が大変な状況になりつつある現在、是非とも市として調査を実施してほしいと思います。

そして3つ目は最後の質問、3つ目の最後の質問ですが、昨年11月、神奈川県介護付き有料老人ホームにおいて、入所していた高齢者が転落するという事故がございました。昨年の5月まで勤務していた23歳の男性職員が、ベランダから突き落としたということで逮捕されています。ほかの2人の殺人も認めていると報道されています。低賃金で重労働に長時間労働で、精神的にまいっていたとも話したそうです。

また、調査を依頼された第三者委員会によると、同系列の49施設で過去2年間に計81件の虐待があったといいます。高齢者への虐待は特定の施設に限った問題ではありません。厚労省の調査でも介護職員による入所者への虐待は、2014年度で300件と過去最高を更新しているそうです。この数値は、自治体などが受けた相談や通報に基づき、調査の上、確認できた数と言います。自治体などに相談できなかった例も含めると、かなりの膨大な数になると予想されます。

全国のような虐待は、その8割は認知症だった方への対応といいます。虐待した職員は、30才未満が多く、職員の教育、知識、介護技術、経験などの不足が虐待につながっているとみられているそうです。待遇の悪さが人手不足に輪をかけストレスのはけ口を入所者に向けたものと思われる。

そこで伺いますが、大仙市内でのこうした虐待の実態を、市として把握しておるものなのか伺います。もし、実態を把握しておらないとしたら、このような重要な問題ですので、直ちに調査に入るべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の介護保険制度の関係についてお答え申し上げます。

はじめに、国に対する介護職員の確保、処遇改善の要請につきましては、平成27年6月10日、全国市長会決議の重点提言として「次期介護報酬の改定にあたっては、地域やサービスの実態に即した適切な報酬の評価・設定を行うこと」などの内容を盛り込んだ提言を厚生労働省に提出し、その実現について要望を続けております。

次に、閉鎖事業所、人員不足の事業所数、経営悪化の事業所数、職員の賃金実態などの調査につきましては、正確な実態を調査するには事業者ごとの財務諸表はもちろんでありますが、給料表等の諸書類等の徴取も必要となることから、市として独自の調査には限界があると思っております。

介護サービス事業所の状況などについては、国の介護事業経営実態調査結果や財団法人介護労働安定センターで実施した介護労働者の就業実態と就業意識調査結果のほか、平成27年度報酬改定後の決算を反映した介護事業経営概況調査を平成28年5月に国が実施する予定であることから、これらを参考とし、介護保険事務所からの情報などにより、圏域内の事業所の状況を把握しておくことも必要と考えております。

なお、当市の事業所で報酬のマイナス改定を直接の理由として事業を廃止した事業所は今のところなく、事業所の経営努力により事業運営が行われているものと認識しております。

次に、介護現場における虐待の実態の把握についてであります。これまで当市においては、犯罪性のある虐待の事例は発生しておりませんが、虐待と認定されるものではないものの、虐待に結びつきかねない不適切な介護が行われているとして、改善の指導をした事例はあります。

市では、虐待の早期発見、早期対応の手引きとして、平成22年に高齢者虐待防止マニュアルを策定し、市民や介護関係者への啓発に努めてまいりました。また、虐待の防止には、介護職員のケアに対する意識や質の向上のための研修会が重要であることから、施設等に出向いての研修会や有料老人ホームなどを対象としての研修会の実施のほか、県等が主催する研修会への積極的な参加をお願いしてきたところであります。

また、介護サービスの事業所に対しては、事故報告書の提出が義務づけられており、介護保険事務所がその内容を確認しております。

施設の虐待防止については、これまでの取り組みを継続していくこととし、虐待が疑われることがあった場合の相談や通報の窓口を広く周知することにより、虐待をいち早く発見できる体制を充実させてまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） 8番さん、再質問はございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

○ 8 番（藤田和久） これも再質問ではありません。お昼ですので簡単にまとめますけれども、ほかの自治体ではね、介護の実態をアンケート調査やっているんですよ。賃金なんかを、ポイント賃金で、そういうのをちょっと市として検討して、今よりも情報を少しでもつかめるように調査をしていただきたいと思います。

それから、虐待については、市長もおっしゃいましたけれども、職員のやっぱり研修、教育、こういうものが大事だと思いますので、是非そちらの方に力を入れていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて 8 番藤田和久君の質問を終わります。

【 8 番 藤田和久議員 降壇】

○議長（千葉 健） この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 0 4 分 休 憩

.....

午後 0 時 5 8 分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2 番秩父博樹君。

（「はい、議長、2 番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2 番。

【 2 番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1 番の項目について質問を許可します。

○ 2 番（秩父博樹） 大地の会の秩父博樹です。例年のように心配されました降雪量も今シーズンは大変に少ないという状況で、冬期間が終盤を迎えておりまして、また、この雪が消えると同時に破損した路面が顔を出し始めておりますので、追って迅速な修繕作業の方、推進お願いいたします。

通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、最初の質問は、このようなインフラ補修の迅速化についての観点から質問をさせていただきます。

ということで、市内のインフラ等の修繕について、市民の声をより行政に届けやすく、また、透明化を促進するために、スマートフォンのアプリを活用したシステムの利用について伺いいたします。

現在の大仙市の人口は約 8 万 5 千人、これに対して面積は約 8 6 7 k m²と広大で、市

の職員によるパトロールで市内の道路、水路、公園、また、ごみや公共施設などの問題箇所を全て点検・見回りするのは困難な状況にあります。

このような状況を鑑み、例えばですけど、愛知県の半田市では2014年の10月から、市民が日常生活の中で見つけた道路の陥没などの問題箇所などをスマートフォンのアプリを活用して、すぐに市の担当課に知らせることができるシステム、これ「マイレポはんだ」というんですけど、この運用を開始しております。スマホアプリを用いた同様のサービスは、以前より千葉市の「ちばレポ」というシステムがありましたが、これは独自のシステム開発に6,000万円程の経費がかかったということでしたので、当市には適さないなというふうに感じておりましたが、この半田市が導入したもの、このマイレポというのは、無料で登録できる民間のスマホアプリを事前にダウンロードしてユーザー登録しておくもので、スマホだけでなくパソコンでも利用できるというものでした。

これは、「くらしの安全安心お役立ちアプリ（Fix My Street Japan（私の街を直して））」というシステムで、札幌でwebシステムの開発を行っている民間会社のダビスタジオが運営を行っているもので、NHKのニュース番組「おはよう日本」や月刊「ガバナンス」でも取り上げられたもので、東北では本年1月より郡山市で本運用が開始されております。

日常生活の上で、例えば、横断歩道の白線が消えているなどの問題箇所を発見したら、アプリを起動させて、その場で写真を撮影すると。全地球測位システム、いわゆるGPSですけど、GPSで自動的にその場所の情報が特定されて、例えば「白線を塗り替えて」などの簡単なコメントを書き込めば、ボタン一つで、この写真と状況、それから要望が、正確に市役所の担当課の方に伝わるという、こういうシステムです。

情報を受け取った市の担当課では、問題の種類に応じて対応を検討しまして、経過を投稿者へ返信するという流れで、最終的に問題が解決した場合は、改善後の写真を添付するといった、こういうシステムです。

市民にとっての利点は、これまでですと、問題箇所に気付いても、1つ目として、開庁時間内にしか市役所に連絡できないと。2つ目として、電話ではうまく伝えられない。それから、3つ目として、どこに連絡すればいいかわからない、こういった理由で連絡をしないケースが多かったということでしたが、このマイレポの導入で大幅な改善が進んでいるそうです。24時間365日の投稿が可能なので、若い世代の投稿が増えて、

「若い世代の声が届く行政」これへの改善が進んでいるそうです。

また、行政側もプラス面がすごく多くて、これまでは地域の問題箇所を探すため、市役所職員が道路パトロールや点検を月1回実施してきたそうですが、発見できる数には限界があったということで、この点については、このどこの自治体でも共通の課題であると考えますが、行政の目が届かない問題箇所を市民から指摘してもらうということで、きめ細かい対応が可能となっているということで、さらに、現地の画像や状況説明などの投稿によって、市職員が現地に行く前に、おおよその状況をつかめるため、初動の効率化も図られていると、こういうことでした。

最近の実例を挙げますと、先月2月14日に投稿された「カーブミラーが曲がって、見えなくなっている」という件に対して、担当課が翌日に確認して、その日のうちに修正、写真をアップロードして、投稿者の方からスピード解決に喜びの声が届いたという、こういう例がありました。

これらの一連の流れを投稿者以外にもスマホのアプリやインターネットを通じて閲覧できるということから、対応の状況が可視化されまして、明確になって透明化が高まるというのも、この特徴の一つです。

運用にあたっては、投稿内容が、1つ目として誹謗中傷、2つ目、プライバシーが侵害される、3つ目、個人が特定できる、4つ目として、民事係争にかかわるなど、こういう場合は、投稿の非表示などが、こういう対策が講ずることができるようになっていまして、また、投稿する際は匿名ではなくてニックネーム、または実名で行うというルールになっていました。社会インフラを長持ちさせるために早期発見・補修に向けた対策を市民と協働で進めることができることから、このシステムの利活用をご検討いただきたいと考えるものですが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問のスマホアプリを活用した、このシステムについてであります。有効な情報提供をいただきましてありがとうございます。

議員から情報提供のありました愛知県半田市の「マイレポはんだ」の実証実験につきましては、住民からのスマートフォンを活用した道路損傷情報の提供により、速やかな補修場所の特定が可能となり、迅速な対応が可能となるなど、高い効果が見込めるとさ

れておりました。

しかし一方、他市が行ったこの実証実験では、受付件数のうち3割近くが誤った情報（いたずら等）であったこと、そして、汎用システムであるため、全ての通報情報の中から、道路、公園、ごみ、その他のこの通報を、それぞれの業務所管課に振り分ける作業が必要となることなどが指摘をされております。そのため、他の自治体では、汎用システムを使用せず、独自システムの開発及び保守に相当な経費を要しているものと考えております。

本市では、平成26年度より統合型GIS（地理情報空間システム）を用いた道路情報管理システム整備事業を実施しており、このシステムを用いて道路・橋梁に関する点検結果や修繕履歴等の情報についても管理していくこととしております。

このシステム構築にあたり、既にスマートフォンと連携するシステムを装備することとしておりまして、議員ご質問の、このスマートフォンシステムと近い機能を持たせることが可能となっております。

運用につきましては、セキュリティ上の問題から、当初は情報の提供者を市職員に限定しての試行を検討しておりますが、さらに、市民と協働した道路等の社会インフラ維持管理活動を実現するために、今年度から実施しておりますアダプトプログラム制度のパートナーから情報提供者となっていただくなど、市民と協働による運用を図ってまいりたいと考えております。

アダプトプログラム制度については、既にホームページに掲載し、現在、道路6路線について活動を実施しているところであり、さらに各地域協議会並びに自治会等を通じた周知活動等により、市民の皆様からの情報を手軽に提供していただくことができる仕組みも検討してまいりたいと考えております。

こうしたことから、まずはこの道路情報管理システムの活用を進めることとし、いたずら防止、セキュリティ対策などの諸課題の解決策を十分に検証するとともに、他自治体システムの採用動向に対するメリット・デメリット等を踏まえながら、市民の声が反映される、よりよいシステム構築に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○2番（秩父博樹） ご答弁ありがとうございます。

似たような感じのシステムで今検討しているということでした。行政でやはり全部やっていくというのは、これからかなり厳しい状況だと思いますので、市民との協働という形で進めていただければと思います。

今、アダプトプログラム制度ですか、それ進めると、例えば市役所が閉まっている時間は、何だ、その市民からの情報を得られるような形になっていくものなのかどうか、ちょっとそこ、もしわかれば教えていただければと思います。こっちのマイレポという方は、それこそ365日24時間稼働するということで、投稿のほとんどが市役所が閉まっている時間に投稿されるというところが非常にいいということで、要は市役所が開いている時間というのは、みんな仕事をしている時間で、例えば市で道路が壊れているとか、あちこちその破損状況を見つけても、まさか仕事を休んでまでは伝達に来れないということで、例えば日曜日とか土曜日とか、開庁時間外の投稿が半分以上ということでしたので、そこがすごくいいなと思った点でしたので、その今のアダプトプログラム制度ですね、こっちの方はどういう感じになっているのか、もし今わかれば教えていただければと思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対して答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 再質問のこのアダプトプログラム制度についてお答え申し上げますが、このアダプトプログラムにつきましては、今、議員がおっしゃるとおり土曜日、平日以外は機能しないということでございますけれども、この制度は道路管理等におきまして清掃とか美化作業など、それから除草、除雪等の維持活動において、それらを行う団体を対象としているところでございまして、市と一緒に協働のパートナーを組んで、私はこの道路を管理して市と一緒にやっていきますよということで、そうした場合に問題出てきたときに市の方に、ここの修繕が必要ですか、そういうことを言っていただける、協働で管理していくというふうなことでございますので、確かに議員おっしゃるとおり平日以外はできません。ただしかし、市ではそのほかに、市のホームページ内に問い合わせの管理システムというふうなシステムを持っておりまして、それは土日でもそこに問い合わせいただければ、月曜日の朝、職員が来て、どういう項目で問い合わせが来ているかと、すぐ把握できますので、そういうシステムと連携してといいますか、そういう形でいろいろやっていければなというふうに考えております。

そして、この統合型のGISについては、今現在は大仙市はやっぱり豪雪地帯ですの

で、除雪に対してこのシステムを開発しております。全市の道路網が入っておりますので、今現在も雪が降って除雪機械が動けば、今、どこのところで除雪しているかとすぐわかるようになっていきます、今、ホームページ上で。その中に、いろいろなこの情報が入れることができるように、例えば今言った道路の穴ぼこを修繕してほしいという場合は、市の職員が動いているときは、市の職員がスマホで写真を撮って、すぐ送ればわかるような、そういうシステムも今考えております。ただ先ほどお話しましたとおり、一般市民は今現在、市の方では、大仙市は今考えておりませんが、当面は市の職員とか業者とか、そういうところで試験的にやっていって精度を高めていきたいということで、将来的には議員おっしゃるような形にもっていききたいというふうに思っております。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番。

○2番（秩父博樹） 答弁ありがとうございます。将来的には、市民協働という形にもっていく方で検討するということです、どうかそういう形で進めていただければと思います。せっかくあるこの文明の利器を生かしたというか、そういう形にもっていくべきときだと思いますので、今後の検討をお願いして次の質問にいきたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 次に、大仙市オリジナルナンバープレートについて、お伺いいたします。

ご承知のとおり、車やバイクなどに付いているナンバープレートには、市町村で交付できるものがあります。総排気量125cc以下のいわゆる原付バイク、小型特殊自動車などに類するもので、生活の足となるものから事業に用いられるものまで、自動車に次いでよく目にするものであります。これらのナンバープレートは、市区町村の条例に基づく地方税課税のための標識であり、その形状や図柄は自治体で自由に決められます。国や県との間に許可や報告の義務はなく、事後的に地元警察に届け出れば了承されます。

平成の大合併より大仙市が誕生し、今月の22日で11年となりますが、市民より、何が変わったのかとよくお聞きします。振り返るのも大事なことです、もっと大事なのは、常に、今これから何をどう変えていくのかと、未来を見据えて行動していくことだと私は考えます。大仙市の誕生より10年の節目を越え、第2ステージに入っている

今、大仙市の一体感の醸成が肝要と考えます。そこで提案ですが、大仙市オリジナルナンバープレートを作ってみてはいかがでしょうか。大仙市の創生戦略の一環として花火産業構想が進行中です。この機運をさらに盛り上げ、大仙市全体に波及効果を広げていくためにも、あらゆる手法を考え実行していくことが求められます。日本一の花火のまち大仙市を、もっとアピールできるような、花火をデザインしたオリジナルナンバープレートを作ってはどうかと考えます。

他の自治体に目を向けてみますと、今では全国で400近い、380ちょいぐらいだったと思います。それぐらいの自治体が個性豊かなプレートで、観光振興や名物の知名度アップを狙い、導入しております。先月2月には、広報広聴常任委員会の行政視察で長野県を訪問しましたが、真田幸村ゆかりの地である上田市のナンバープレートは、上田城の櫓の形、これギザギザの形ですけど、これに旗印の六文銭、6個丸が並んだこういう形ですけど、これを採用しておりました。県内でも大館市では忠犬ハチ公、それから、横手市ではかまぐらの図柄を、それぞれプレートに採用しております。

また、昨年1月20日、国土交通省は2016年度にもイラストや図柄が入った、今度は自動車用の「ご当地ナンバープレート」を解禁することを発表しました。既に原付バイクや小型特殊自動車などでは導入されていることから、今後、各自治体で一層ユニークなナンバープレートが誕生し、地方創生の機運上昇の一翼を担いそうです。

大仙市をもっとアピールする材料として、デザインを公募するなど、取り組んでみてはいかがでしょうかと考えます。または、その現在検討中の花火のロゴマークをナンバープレートのデザインに使用するなどの方法もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の大仙市オリジナルナンバープレートについて、お答え申し上げます。

市が現在交付しておりますナンバープレートは、50cc以下、90cc以下、125cc以下の二輪の原動機付自転車、ミニカー及び小型特殊自動車の合計5種類のナンバープレートであります。そのうち平成28年2月29日現在で本市において登録がある二輪の原動機付自転車は、50cc以下が2,837台、90cc以下が219台、125cc以下が199台となっており、年間新規交付枚数は約200枚となっています。

おります。

オリジナルナンバープレートの製作にかかわる経費については、現在の購入価格より、1枚当たり200円ほど高い300円前後となります。また、ナンバープレートの形状を変える場合は、型の製作費として別途100万円程度必要になります。

議員ご承知のとおり、現在、全国では約420の自治体が、それぞれの地域に根付いた歴史や自然、キャラクターをデザインしたオリジナルナンバープレートを導入しており、県内でも大館市が「忠犬ハチ公」、横手市が「かまくら」の図柄を、それぞれプレートに採用しております。

花火を題材としたオリジナルナンバープレートの制作につきましては、市民意識や知名度の向上、観光振興、まちおこしなどの手段の一つとして有効と思われるので、花火産業構想の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○2番（秩父博樹） ご答弁ありがとうございます。今お話ありましたように、本当にたくさん自治体がいっぱんなプレートを作ってアピールされておりますし、また、自動車用のご当地ナンバープレートが解禁になれば、またさらに特色のあるプレートが登場するというふうに想定されます。

花火に魅力を感じて大仙市に移住してきている花火好きの方もおられますので、花火のまち大仙市をさらにアピールしていくことも必要と考えます。

各自治体を調べてみても2年ぐらいかけて検討を行っているようでしたので、じっくりと腰を据えてご検討いただければというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 次に、財政の見える化、公会計制度の改革について、お伺いいたします。

公会計制度の改革を簡単に言いますと、「数値化」、それから「見える化」、それから「分かる化」、この3つがキーワードになるようです。これまでの官庁会計では見えにくかった負債や財産が数値化されるようになり、それによって様々なことが見えてく

るようになります。そうすると改善点がわかり、具体的な課題に取り組めるようになります。

例えば、市役所が１００万円の車を１台買ったとします。これまでの会計では、市役所が業者に１００万円払ったというお金の動きしか見えませんでした。しかし、車が手元にあるわけですから、それは１００万円の資産というふうになります。こうした資産をどう保有して、それがコストに換算するとどうなるのかと、このようなトータルのコストが見えるようになります。

全国の自治体における会計モデルの適用状況を見ますと、１つ目として、現在の基準モデル、２つ目、総務省方式の改訂モデル、これが大仙市ですね。３つ目、旧総務省方式、４つ目として、その他のモデルということで、都市部で使われているモデル、こういう大きく４つに分類されるようですが、これらの会計モデルには、１点目として、詳しい簿記の知識を持っていなくても事務処理が容易だということと、２つ目として、日々の仕分けにより毎日入力作業を行うため、事業別や課別など、小単位の財務諸表が作成できるという利点があります。今採用している現金の増減のみを記述する、いわゆる「現金主義・単式簿記」は、税金の使い道を市民に正確に開示できるよう、取引の発生ごとに記録する民間企業並みの「発生主義・複式簿記」へと改革を進められることが今求められております。

複式簿記は、現金の増減だけではなく、自治体の資産や、それから負債の残高、増減の理由もはつきりするため、事業の費用対効果を数字で明らかになります。導入している自治体では事業に対する評価が行われ、財政の無駄削減に大きな効果を発揮しております。全国に先駆けて複式簿記を採用した東京都では、この財務諸表の活用で総額１兆円もの「隠れ借金」を発見し、解消しております。税収減に備えた基金を１兆円積み増すことができたそうです。

公会計制度の改革は、財政運営の透明化を実現して、行財政に対する市民の信頼感を高めることにもつながるものと考えます。

また、例えば今、公共施設の老朽化対策が課題になっておりますが、固定資産台帳を整備すれば施設の更新費用や、それから、売却する場合の価値などを算出できるようになります。市民は、客観的なデータを参考にすることで施設の建て替えや、それから統廃合などについて理解しやすくなります。県内での前例を見ますと、例えば潟上市では固定資産の台帳整備に庁内のプロジェクトチームを立ち上げるなどしまして、平成２０

年度より継続して取り組んでおります。それをホームページ上で公開しております。この潟上市のホームページで公開されている財務諸表のバランスシートを見ますと、ここには市民1人当たりに換算するこの資産は幾らなのかと、それから、負債は幾らなのかと、市民の誰もが一目瞭然にわかるようになっております。これと同じように行政コストの計算書、それから純資産の変動計算書、それから資産収支の計算書、従来の歳入歳出の計算の財務諸表を、全てホームページで公開しております。これに丁寧に説明を加えているという形になっております。この形が市民の誰もがわかる市財政の見える化というふうに考えます。

そこでお伺いいたしますが、大事なのは、新しいこの公会計制度を、いかに有効に活用していくのかと、導入するだけじゃなくて、いかにこの有効に活用していくのかだと、この点だと思います。市民1人当たりの資産と負債が明確になって、それから、財政状況を公表して、さらに情報を共有するとともに財政の効率化を図って、それを今後の施政にいかに活かしていくのかという点が重要であるというふうに考えますが、この辺につきまして市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の公会計についてお答えを申し上げます。

公会計につきましては、議員のご質問にありましたように、現行の財務諸表作成モデルとして、基準モデル、それから総務省方式改訂モデルのほか、その他のモデルとして東京都方式や大阪府方式などがございます。

大仙市におきましては、公有財産の状況や発生主義による取引情報を固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、これまでの既存の決算統計データを活用して作成する「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成21年度決算から財務諸表を作成しております。そして、ホームページ上にも掲載しております。

財務諸表の概要については、市民1人当たりの資産及び負債などの状況を議員全員協議会で議員各位に説明させていただいているほか、市のホームページにも掲載し、この財政の「見える化」に努めてまいりました。

しかし、この財務諸表の作成にあたり、本市など多くの地方公共団体が採用している「総務省方式改訂モデル」は、固定資産額の把握に決算統計のデータを活用しているため、公有財産等の貸借対照表計上額の正確性に欠けていることや財務諸表の作成モデル

が複数存在しているため、他の地方公共団体との比較においても支障を来しておりました。加えまして、この財務諸表の活用につきましては、同一の作成モデルを採用している類似団体の比較や自団体における経年比較等にとどまりまして、行財政運営に十分に活かし切れていないというふうな課題がございました。

このような状況から、総務省は「発生主義・複式簿記の導入」、「固定資産台帳の整備」及び「比較可能性の確保」のこの3点の促進を掲げまして、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を昨年1月に公表し、平成30年3月までに、この基準による財務諸表を作成するよう各地方公共団体に要請をしております。

本市におきましても、このマニュアルに則りまして、平成28年度中に固定資産台帳を整備しまして、平成28年度決算から統一的な基準により財務諸表を作成する計画としておりまして、これらを活用することにより公共施設の更新必要額や資産老朽化比率などの算出が可能となることから、公共施設更新時期の平準化や適切な資産管理、公共施設等総合管理計画の精度向上を図ってまいりたいと考えております。

また、公共施設の維持・管理にあたっての経常費用に減価償却費などを含めたフルコストの利用者1人当たりコストの把握も可能となり、これにあわせて地理的条件や将来の人口動態、地域の実態等も踏まえ、公共施設の見直しや適正な施設使用料等の検討材料にしたいとも考えております。

今後の事務事業の実施や公共施設の管理などにおいても、財務諸表等の活用は有効であることから、財務諸表等から導き出される指標等を、可能な限り市政に活かしてまいりたいと考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番。

○2番（秩父博樹） 答弁ありがとうございます。今、久米副市長の方から、統一的な基準というお話出ましたが、東京の福生市で来月から統一的な基準ということで、人口10万人以下の市町村として全国で初めてそれを取り入れて実施するようですので、今後の参考になるかと思っておりますので、情報としてお伝えしておきます。

それから、この制度を導入することがゴールではなくて、やはりお話ありましたように、今後の行政にどう活かしていくのかと、その点が目的であると思えますし、また、

職員一人一人のこのコストに対する意識、それを向上させていくと、その部分も非常に大事な取り組みだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、総務省の方で会計ソフトウェアの提供や、それから、固定資産台帳整備のための財政支援や、それから、自治体職員への研修などの負担軽減策を実施しておるようですので、これについても有効活用していただければというふうに思います。順調にこの制度が運用されるようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（千葉 健） 次に、4番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） では最後になりますが、ふるさと納税についてお伺いいたします。

この質問は、前回、小山議員と後藤議員からもお話ありましたが、先月5日に企業版ふるさと納税の要件も明記されたということで取り上げさせていただきます。

各自治体が、それぞれの特色をアピールする「ふるさと納税」が全国で年々広がりを見せております。ふるさと納税は、自らの出身地にかかわらず、居住地以外の都道府県や市区町村など応援したい地方自治体に寄附し、税金が控除される制度であります。福祉や防災、自然保護など寄附金の使い道を選択できる場合も多く、地域振興にかかわることができます。

2008年度から実質的にスタートしたこの制度では、寄附額のうち2千円を超える分が個人住民税の約1割を上限に、自分が住む自治体に支払う所得税、それから、個人住民税から差し引かれます。多くの自治体が寄附した人に対して、地元の名産などを返礼品として贈呈していることもあって人気が高まり、総務省によりますと2009年度は約3万人が73億円を寄附しておりましたが、2014年度には13万人が142億円を寄附するまでに増加しております。

今日の新聞見ますと、2015年度上半期の寄附額合計は453億円というふうに、前年度の4倍に迫るという形になっております。

地方創生への政策が加速する中で、去年よりふるさと納税の上限金額が従来の2倍に拡大しております。総務省が公表した新たな上限の目安では、例えば妻に収入がなく、高校生の子どもが1人いる年収600万円の会社員の場合、2014年までの3万5千円から6万8千円に上がっております。

また、手続きも簡素化されました。ふるさと納税の控除を受けるには、そのためだけに確定申告が必要でしたが、自営業者ら、もともと確定申告が必要な場合を除き、不要になりました。

返礼品ばかりが注目され、大都市での税収減を心配する声もありますが、税制の分野に都市住民がふるさとや地方に思いをめぐらす制度が組み入れられた意義は、当初から評価されております。大都市に集中する税収が地方に回るような「ふるさと税制」が創設された意義は、非常に大きいものというふうに考えます。

自治体が競い合い、地方分権が進む時代にあって、自治体がそれぞれの特色をアピールする機会が増えてきております。移住や定住など都市住民と地方の「交流」が議論されている中、ふるさと納税が地域の資源を活かし、地域の「人づくり」「仕事づくり」につながることを期待されます。

また、ふるさと納税は、情報誌「日経トレンディ」で２０１５年ヒット商品ベスト３０」にランクインしておりました。政策そのものが選出されるというのは珍しいようで、同誌では「地方に巨額の経済効果をもたらす」というふうに評価しておりました。

先ほどもお話ししましたが、政府は先月５日の閣議で地方創生を後押しするための地域再生法改正案を決定しましたが、この中には、企業が自治体に寄附した場合、減税により実質的な持ち出しを軽減する「企業版ふるさと納税」の要件も明記されました。

大仙市では、全国各地に見られるような高額返礼品ではなく、市広報紙、それから観光情報誌、大仙市のカレンダー、特産品開発コンクールの入賞作品など、「寄附していただいた方への感謝の気持ちとしてお礼の品を送付する」ことを重視しておりますが、もっと大仙市をＰＲして、地元企業や商店の活性化、それから、地元ブランドの創出や観光振興の手段の一つとして、このふるさと納税制度を、いい意味で有効活用すべきというふうに考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） ４番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、ふるさと納税制度について、お答え申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、議員ご承知のとおり、平成２０年度地方税制度改正に伴い、「生まれ育ったふるさとを大事にしたい」、または「ふるさとの発展に貢献したい」という納税者の気持ちを形にしようとするものであり、応援したいと思う自治体に寄附を行った場合、寄附者が住んでいる自治体の個人住民税等を寄附額に応じて一定限度まで控除する寄附金税制であります。寄附金については、平成２６年度末までに３２４件、総額で５，５３９万７千円となっており、件数、金額ともに県内上位を保ってきております。

寄附金額での県内順位は、平成２０年度は３位、２１年度は１位、２２年度は２位、２３年度は３位、２４年度は１位、２５年度は３位、２６年度は４位となっている状況であります。

また、大仙市では学校給食総合センターの建設や市街地再開発事業における病院建築支援として、住民参加型市場公募債「だいせん夢未来債」を発行しておりますので、その際も多くの方々に賛同をいただいたところであり、こうした応援者がふるさと納税における寄附者となってくださっているものと考えております。返礼品につきましては、平成２０年度の制度開始時から寄附者へのお礼として、お礼状のほか、市広報紙の送付を実施しており、平成２７年度からは市広報紙や大仙市のカレンダー、そして特産品コンクール入賞作品を感謝の気持ちとしてお送りしております。物産品開発コンクール入賞作品については、あくまで感謝の気持ちを伝える意味であり、また、その年に開発された商品であることから、企業等の新商品紹介の役割も担っております。

本制度の運用につきましては、このように大仙市を応援してくださる寄附者の気持ちを大切にし、過度な返礼を行わないことで進めてきたところであり、この方針は現在の寄附者をはじめ、議会からも一定のご理解をいただいているものと思っておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、全国的に返礼品による競争が激化し、総務省からは高額な返礼品についての自粛要請が出されておりましたが、現在はその手法が一般化し、取り入れる自治体が増えてきており、新たな要請や指導は出されていない状況となっております。このように返礼品の充実を図ることは、ふるさと納税制度の一つの活用方法であり、自治体の特産品のＰＲ、観光振興に有用であるとともに、地元経済の活性化に資するものとして、広く市民に捉えられるようになっていることから、当市としても見過ごすことができない状況になっていると認識しているところであります。

こうしたことを踏まえ、今後、返礼品については、市をＰＲする一つのツールと捉え、物産開発や観光推進に結び付く制度を構築してまいりたいと考えており、首都圏ふるさと会の方々などのご意見も伺いながら、これまでの手法とのバランスがとれた「大仙市スタイル」の手法について、年内を目途に検討したいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番。

○2番（秩父博樹） ありがとうございます。ご答弁にもありましたが、過度な返品は問題であるというふうに私も同じく考えます。

その一方で、この制度、減税と日常生活ではなかなか手に入らない地域の特産品の抱き合わせという点が魅力ありまして、利用者が増えているというのも今お話ありましたように、それも事実であります。

地域によっては、地域活性化につながるその独自の返品制度として、体験型のツアーを企画するとか、そういうことを進めている自治体もありましたので、そういう観点も検討していただければというふうに思います。

近隣では湯沢市が平成26年度では8,634万円としています。全国を見ますと、北海道の上士幌町、ここは5千人以内、四千数百人の町ですけど、住民からの納税額が2億円ほどなのに対して、全国から寄せられるそのふるさと納税が15億円、これ27年度の途中ですけど、それを財源に子ども医療の高校生までの無料化など、そういうことを進めている自治体もあります。こうした各自治体の状況や、国がこの制度の活用を促しているその方向性を鑑みても、大仙市の活性化のために有効活用する方向を模索すべきと考えますので、今後のご検討をお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて2番秩父博樹君の質問を終わります。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（千葉 健） 質問の途中ではございますが、午後2時まで暫時休憩いたします。
再開は2時です。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。14番金谷道男君。

（「はい、議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

【14番 金谷道男議員 登壇】

○議長（千葉 健） 1番の項目について質問を許します。

○ 1 4 番（金谷道男） 大地の会の金谷です。

通告に従いまして、3項目について質問をさせていただきます。

はじめに、市民の健康増進について伺います。

健康で、しかも高齢者になっても要介護や要支援に陥ることなく、いきいきとした生活を送れることは、市民のみんなの願いだと思います。そのためには、高齢者への介護予防としての運動の定着が大切だと思います。市でもそのことを十分認識され、介護予防講習会や高齢者健康教室、さわやか教室、ロコモ予防教室、はつらつ教室などを積極的に実施しています。

また、運動による健康増進は高齢者に限りませんので、スポーツ振興という面からも『一生スポーツ、一生健康』の基本理念のもとに、スポーツ振興計画を定め、子どもから高齢者までそれぞれの目標やライフステージにあわせたスポーツへの取り組みとしてチャレンジデー、少年少女野球教室、各種大会を実施しています。

しかしながら、これまでの実績を見ますと、健康増進、スポーツへの取り組みは少しずつは高まっているようですが、まだ絶対数から見ますと不十分なような気がいたします。それに、一日のイベント的事業の参加はありますが、継続的な実践が少ないような気もいたします。

そこでお伺いしますが、こうした福祉や保健、スポーツ振興の各分野における健康増進事業への参加状況、年度ごとの推移はどのようになっているのでしょうか。また同時に、今やっている人を継続させることや、これまで参加していなかった人たちへ参加を誘導する取り組みも大事だと思います。この運動やスポーツへの取り組みを増やす誘導策の一つとして、平成24年度から総務省や厚労省が大学や自治体、民間事業者と共同で実証実験をしている「健幸ポイント制度」があります。この制度は簡単に言うと、住民の健康づくりを実践を褒章する制度で、実践の内容に応じてポイントを付与し、そのポイントがたまると地域商品券や公共施設の利用券、全国規模で使えるポイントへの換算、あるいは社会貢献としての寄附などにいろいろ使えるというものです。市民は健康になる上、実利的な恩恵も得られるというもので、全国6市で実証実験をしているようです。

市民の健康度が上がるということは、市にとっては国保会計や介護保険会計の改善に期待できます。健康増進関連の目的は、いかに多くの人の市民の健康度を上げるかだと思います。健幸ポイント制度の導入を検討してみるべきと考えますが、いかがお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、健康長寿のための運動についてであります。市といたしましても運動は生活習慣病や介護の予防に効果があると認識しております。また、心身のリフレッシュやストレス解消など、健康で活動的な社会生活を送るためにも、運動習慣の定着が重要だと考えております。

市では、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じて気軽に運動やスポーツができるよう、関連する個別計画に基づいて各種事業を実施しております。

スポーツ振興課では、第2次大仙市スポーツ推進計画に基づき、体力や年齢、興味や目的などに応じて気軽にスポーツに親しむ機会の充実を図っており、主な事業であるウォーキングでは、本年度は6,777人が参加しており、前年度より1,477人増加しております。

また、グラウンドゴルフにおいては、市内8カ所のグラウンドゴルフ場の利用者数が、本年度6万1,544人で前年度より2,362人増加しており、総じて増加傾向にあります。

地域包括支援センターでは、高齢者プランに基づき、介護予防教室等を実施しております。この事業は、一定の期間を定めて一人ひとりの事前事後の評価なども行うため、定員制で実施しており、年々参加者が増加するという事業ではありませんが、新しい参加者が徐々に増え、教室等の終了後には、地域での自主サークルを結成し、介護予防活動を継続している団体が増えてきております。

次に、参加率向上のための施策についてであります。スポーツにおいては、魅力ある大会を開催することにより参加者を増やすほか、勝敗よりも「楽しみ」や「健康・体力づくり」等に重点を置いたニュースポーツを取り入れることにより、これまで参加しなかった人が気軽に運動できるような機会を提供しております。

スポーツ事業等への参加率向上には、これまでの実施方法に捉われない新たな視点が必要と認識しており、部局横断的に施策を展開することにより、新たな参加者の獲得に努めてまいります。

また、介護予防教室等においては、1カ所に多数の参加者を集めるのではなく、身近な地域で少人数でも継続的な取り組みをしております。

各事業へは健康運動指導士を派遣し、公民館事業や社会福祉協議会の事業とタイアップすることにより、これまで参加できなかった方が参加経験者に誘われて参加する好循環が生まれてきております。

次に、健幸ポイント制度についてであります。現在、内閣府の地域活性化総合特区として、平成26年から平成29年まで、国と6市（千葉県浦安市、栃木県大田原市、岡山市、大阪府高石市、福島県伊達市、新潟県見附市）及び筑波大学等の研究機関で共同プロジェクトとして実施されております。

このプロジェクトは、総合特区から参加者を限定して募集し、健康づくりプログラムを実施するもので、今後、その効果についての検証がなされるものと注視しております。

健幸ポイント制度の導入につきましては、参加率向上のための一つの手法として興味深いものがありますので、実施している自治体の取り組みや効果なども参考としながら、今後研究してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

○14番（金谷道男） 大変答弁ありがとうございました。

今、市長の答弁の中にもありましたとおり、私も申し上げましたが、非常に参加者が微増ではありますが増えていることは、私もいろんな資料で拝見させていただきました。ただ、絶対数から見ますと、今、大仙市の40歳以上の人口が5万8千人くらいです。やっぱりそこら辺から、やはり介護予防といいますか、寝たきりにならない、いわゆる介護保険のお世話にならない人をたくさん増やすことが、やはりこれからは大きな一つの課題であり、それに立ち向かわなければ駄目なのではないかなというふうに思っています。

これ、私自分で調べたデータなので、もし違ってたら、ちょっと後で訂正いただきたいんですが、高齢化していく率と、それから介護保険の方のその認定率といいますか、それをちょっとここ五、六年といいますか、平成18年からちょっと比べてみたんですが、当初よりも詰まっているといいますか、当初は高齢化率の方が介護認定率よりも高くなっていました。要するに、高齢化になっても介護認定を受ける方が少なかったというふうな、数字的な話です。ありました。ただ、ここですねずっと毎年、近づいていま

す。多分、26年のデータですと、ほぼ近いところまできているようであります。これ
いろんな原因が考えられるんだと思います。私、市民の方とも話しましたが、必
ずしもそれが、すぐ介護制度を使いたいということだけではなくて、もしかすれば、変
な言い方ですけども、予防的な介護認定をもらっておこうかというレベル、実際は
使っていないという人の数がその中に含まれているという可能性は多分あるんだと思
います。認定を受けている方が100%使っているということは、多分ないと思うので、
そういったこともあるかもしれませんが、ちょっとそういう数字を見たものですから、
やっぱりこれ、予防ってすごく大事なのではないかなという視点で考えたときに、やは
り何としても一日の参加というよりも継続するということが非常に重要な問題なんだ
と思います。そういう意味では、この健幸ポイント制度、実は私これ、ちょっと前、どっ
かで自分の印象の中にあって、こういう制度があればスポーツを続ける人がいっぱい出
るんでないかなとの思いで、ちょっと心に引っかかったんですが、今回たまたまその介
護保険との関係で、やっぱりこれ大事なことだなということで、実は前にも同じような
質問をしています。制度としてないのかということで実は調べてみたら、この健幸ポ
イント制度に当たったわけです。確かにこれ、予算もすごくかかることに、かかるとい
うか実際どうなっているのか、実は私も伊達市のデータをちょっと同僚議員から取っ
ていただいて見たんですが、なかなか内容までは深く入れないでしまったんですが、今、
国で実証実験しているのは市長も答弁ありました。その流れの中で、実は2015年に
方針が出るというような情報もありました。国の方の指針です。市町村で取り組んでほ
しいという意味合いの指針なようであります。あるいは健康保険組合でやってください
ということも含めてというような話だようではありますが、そういった方向まで進んで
きているようなので、私、市長今研究してみたいという話ですけども、ぜひやってみ
るという方向で検討していただきたいなと、そのように思います。この後の追質問やらな
いこと前提ですが、これやるについては先ほど秩父議員の質問の中にありましたが、い
わゆるICTを使わないと、なかなかこれはできないという話になるんだと思います。
今入っている民間の会社でも、大手のICの関係の会社もこのメンバーの中に入って実
証実験しているようであります。そうなりますと、やはり大規模なことになるのかなと
思いますが、ただ一つ考えてもいいんでないかなと思うのは、今、市内にもそういうソ
フトを仕事にしている会社とか人が結構私、いるんじゃないかなと思います。そうい
った人方のこの知恵も借りながら、何かその市内の中で組み立てていってできる方法があ

るのではないかなと、そういう産業振興みたいな側面も、ある意味では持たせられるのではないかなと、これからいろんな人口減少社会にもなりますし、産業おこしということも当然必要なことですので、こういった市民全体に、いわば恩恵というか効果を出すにいい事業ですし、そしてまた、そういう産業的な開発というような面からも取り組んでみれば、地元を経済的な恩恵も与えられるんじゃないかなと、そんなふうなことも考えられますので、是非そういう副次的なものも持ちながら検討していただきたい、是非早急に検討していただきたい。こういうのを是非私は総合計画の実施事業の中に組み入れて向かっていってほしいなと、そんなふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（千葉 健） 再質問に対して答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えします。

この健幸ポイント制度というものは、非常に私自身も今回の質問を契機に、担当の方からも概略を説明受けまして、もしかすると、いろいろ我々運用できるのではないかなというような気持ちもその場でわいてまいりましたので、あえてその研究という言葉を使わせていただきました。

介護予防の面で、こうしたことに近いようなことをやられている事業所も、私はあるというふうに認識しておりますので、もう少し調査研究、前向きにやってみたいなというふうに思っていますので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（千葉 健） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

○14番（金谷道男） ご検討いただけるということです。

ただ、私も先程も言いましたように、決してその介護対策ということの面だけじゃなくて、いろんなその効果も周りに、例えば商品券等の効果の問題もありますし、産業的な面も出てくるんだと思います。市の予算で対応していくということは当然歳入あるわけですけども、その予算の生きる一つの方法として、多面的に生きる、しかも市民のためになる、是非検討を早急にしていただければというお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（金谷道男） 次に、関連するような質問ですけども、総合型地域スポーツク

ラブについて質問をさせていただきます。

私が申し上げるまでもなくて総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツの実現に向けて文部科学省が実施するスポーツ振興施策として、幅広い世代の人たちが各自の興味関心、あるいは競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型クラブで、国の各市町村にはひとつ設立をという要請もあったことから、大仙市でも大いに力を入れて設立を促進し、平成18年度設立の大曲スポーツクラブをはじめ花館、内小友、太田、中仙、協和、西仙北の7つのクラブが設立されました。

前の質問でも申し上げましたが、健康長寿には運動は欠かせないということだと思います。そして、地域の元気は人の元気ですので、この総合型地域スポーツクラブの意義は大きいと思いますし、その活動には大いに私は期待しています。

ところで、文部科学省が平成27年度に行った地域総合型スポーツクラブ実態調査によりますと、総合型地域スポーツクラブの設立効果については、1番目に地域住民のスポーツ参加機会が増加したというのが71.2%です。2番目は、地域住民間の交流が活性化したということで67.5%、3番目が元気な高齢者が増加したということで53.5%でした。

そして現在のクラブの課題はと言いますと、1番目が会員の確保で75.6%、2番目が財源の確保で68.1%、3番目が指導者の確保で63.4%となっています。まさに効果と、そしてまた抱えている課題がここに見えてくるわけですが、そこでお伺いしますが、大仙市の総合型地域スポーツクラブは、この調査にあった設立効果と課題、特に各個人や事業所等がスポーツにお金を拠出したり寄附したりするという文化がなかなか定着していない日本では、大きな課題の中にクラブの財政確立があるような気がします。この点も含めて、実態としてはどのような状況にあると把握しておられるのかお伺いいたします。

またあわせて、市は第二次大仙市スポーツ推進計画で総合型地域スポーツクラブの育成と支援を柱に掲げています。今後、総合型地域スポーツクラブの将来展望を、どういうふうに考え、そして具体的には、どのような形でかわりや支援を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の総合型地域スポーツクラブについてお答え申し上げます。

はじめに、総合型地域スポーツクラブの組織、運営状況と財務関係についてであります。既に大曲・太田・中仙・協和・西仙北の5つの地域に7つのクラブが設立され、現在、神岡と南外地域が1つの統合した総合型クラブとして設立するための準備委員会を設置しております。

これらのクラブは、スポーツを通じた地域コミュニティの中心として、地域ごとの特色を活かした多様な活動を展開しているところであり、平成25年から参加している住民総参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」では、各地域の総合型クラブが積極的に住民参加を呼びかけ、平成25年の参加率41%から、平成27年には52%に上昇しております。

また、所属会員や地域の住民を対象としたスポーツ教室や大会も多数開催されており、総合型クラブの設立効果は、地域住民のスポーツ参加機会の増加や住民間交流の活性化につながっているものと考えております。

財務状況につきましては、平成24年に総合型地域スポーツクラブ全国協議会が行った実態調査によりますと、自己財源比率が50%に満たないクラブが全体の55%を占めており、発展途上にある総合型クラブが過半数となる状況となっております。これは本市においても同様の状況にあると捉えております。

次に、総合型地域スポーツクラブの将来展望と市のかかわり方についてであります。総合型クラブの育成と定着が図られますと、市民の体力維持と増進、子どもの居場所づくり、世代間の交流などの効果が期待できることから、それぞれの地域の実情にあわせたクラブの育成と支援が、今後ますます必要となります。

しかしながら、財政状況につきましては必ずしも良好とは言えないことから、今後はスポーツ施設の運営業務委託やスポーツ団体事務を集約するなど、活動の拠点を構築することも視野に入れながら、自立した総合型クラブの安定した運営財源確保の取り組みなどについて、県内外の優良事例を収集・検討して、情報提供とその支援に努めてまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

○14番（金谷道男） なかなか総合型スポーツクラブが自立できていないという状況は、私も非常に関係して見えていますので、危惧しているところであります。

とは言いましても、先程言いましたように非常に重要なスポーツ活動団体といいますか、そういうところだと思うので、やはり何とかこの財政的な面での支援を、ある町村では運営費を若干出して支援している町村もあるようであります。直接的には非常に難しいことかもしれませんが、いろんなスポーツ事業等の整理する過程の中で、やはりこの団体を活用していくというような方向もあるのではないかなと思います。

それから、それぞれの地域でこれまでやってきた経緯もありますので、その地域によつての支援の仕方も多分あるんだと思いますが、ただ実際のところは、この地域総合型スポーツクラブが市民の中で必ずしも十分に理解されてはいないのではないかなと、つくることが目的みたいなところになってしまっているのではないかなというふうに思います。たまたま私、自分の方の例なんですけれども、旧太田町時代の体育協会が私は当時はこの地域総合型スポーツクラブみたいな団体であったのではないかなと思います。ただ、今は体育協会と2つありますので、どちらがどういうことをやって、どうやってすみ分けするのかというあたりが、どうも未整理なのかなというふうに思っています。その何だ、頼む、受け取るという関係の中にお金がかかわってきて、事業としてやられていくという流れの中でスポーツクラブを育てていくしかないのかなというふうな、私自身はそんなふうにも考えていますが、この後、行政の行ういわゆるスポーツ政策と、それから体育協会とか競技団体もありますので、そういうところで行うこと、そしてこの総合型スポーツクラブで行うこと、それから、民間のスポーツ業と言いますか、そういうのもあるところもあります。もちろんこれ大曲市内でしょうから。そういったところの連携とすみ分け、そこをやっていかないと、なかなか総合型のスポーツクラブが育っていかないのではないかなと、そんな気もしております。是非そこら辺の調整をする役目は、まさに私は教育委員会のスポーツ担当のところで行うことになるんだと思います。非常に前の質問とまた絡みますけれども、健康である市民をつくるということが一つの大仙市のカラーになるように、そうしていけばいいのではないかなと、そんなふうにも思いますので、そこら辺のことをこの後、具体的にどう進めていただけるのかは、まさに総合計画の実施計画の中に見えてくるんだと思いますが、今のような趣旨を是非酌んでいって、総合型スポーツクラブが是非育っていくような支援を本気で、言い方悪いですね。本気でなくやっていたという意味ではありません。今まで以上に本気で

取り組んでいただきたいと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 再質問にお答え申し上げます。

まず、このスポーツクラブの認知度ですが、平成24年度の調査ではまだ28%以内と、市民のまず3割ぐらいしかまだ知っていないと。今、27年度ですので少しは上がったと思うんですが、やはり議員おっしゃるようになりますね、まだ市民がですね、体育協会とか普通ですねスポ少だとかですね、そういうのは認知度高いんですが、この総合型というのはまだ認知度低いので、これは本当に幅広い、議員ご承知のようにですね年齢層、それからいろんなスポーツということで、市民参加型のスポーツクラブでございますので、まずその周知に努めたいなと思います。

それから、その財源確保でございますが、やはり現在のスポーツクラブの財源にスポーツ振興くじを用いたですね運営条件もあるんですが、これもやっぱりだんだん減らされて厳しい状況になっております。ただ、大仙市内のスポーツクラブの中には、それを使わずに自分たちの運営でですね、市の運営委託等取ってですねやっているとか、いろいろ工夫しながらですね自立に向けた取り組みをしているクラブもございます。それから、スポーツ施設の日常管理と運營業務委託をやっているような、横手市のある地域ではですね、そういった運営形態もあるようです。いろんな選択肢は地域実情によって違うと思いますので、その辺を踏まえながらですね、これからいろいろ調整しながら、いい方向でですね財源等も確保できるような形でですね進めてまいりたいなと思いますので、何とかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

○14番（金谷道男） 是非そのスポーツ関係の施設管理も含めての流れの中でやっていただければと思いますので、よろしくお願いしましてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○14番（金谷道男） 最後に、移住定住対策について質問をいたします。

この類の質問を私は平成19年第1回定例会で一般質問させていただきました。当時も人口減少は問題であり、また、団塊の世代が大量に定年を迎えようとしていたこと、

そしてこれらの団塊の世代は、農村回帰志向が高まっているなどが背景にあったことから、県のAターン事業や、ほかの自治体の取り組み例も含めて、地域での移住受入態勢の整備や空き家情報の提供などの具体的な政策を行ったらどうかという質問でした。そのときの回答は、グリーンツーリズムや農業と結びつけながら、大仙市の潜在的な魅力を十分引き出した特色ある施策を展開できるよう検討したいとのことでした。

私は、当時から人口減少は懸念されていたわけですので、その対策は早めにとまって質問したつもりですが、残念ながらその後、具体的施策が進んでいるとは、何もやっていないとは言いませんが、正直思いません。

しかし、その後、人口減少は確実に進行しています。数値が大きいかどうかは別として、当時の予想以上に減少は進んでおります。私が当時述べた予想数字と平成27年の予想数字の間には、乖離があります。約150名ぐらいの差があります。私、そのことをどうのこうの言うつもりはさらさらございません。一段と進んでいるということでもあります。

そしてまた、人口減少は、国の大きな課題となり、今、国を挙げて取り組んでいます。大仙市においても地方創生やまち・ひと・しごと総合戦略、第2次総合計画などで、人口減少対策として移住定住促進を重点事業として掲げ、本腰を入れて取り組むということになったということで、私は大変よかったと思っていますし、成果が上がる施策を講じてくれることを期待しています。

そこで、実は先日、横手市議会の地方創生を学ぶ研修会に行ってきました。東京大学公共政策大学院教授の金子利之氏の「地方創生への自治体の取るべき対応」という講話でした。いろいろ参考になりましたが、特になるほどと思ったのは、人口対策は数ではなくて質ではないだろうか。日本全体が人口減少する中では、数が問題だとすれば、自治体間での人の奪い合いになる、いわゆるゼロサムゲームになり、これで本当に全ての地方が生きられるのか。地方が存続するためには、むしろ国がしっかりとした医療・介護・年金といった社会保障制度、いわゆるセーフティネットをつくることが必要であり、地方だけに地方創生の責任を負わせることについては問題がある。地方だけがあがいても、成果は出ないのではないか。しかし、そうは言っても国の要請もあることだから、地方も手をこまねいているわけにはいかないだろう。だとすれば、地方は人口の質を高くし、人が活きる地域をつくるべきではないかとの話でした。

全国で一斉に展開されている移住定住施策競争に、疑問を投げかけた話だと感じまし

た。私もある意味では、講師と同感です。しかしながら、現実には、このままでは地方人口の質を高めるどころか、人がいなくなり、地域がなくなるかもしれないというのも状況です。地域には、やはりある程度の数の人口は、質を高めるためにも当然必要ですので、やはりここは移住定住対策が必要だと思います。

ただ、どんな人に来てほしいのか、どんな人が来て満足する地域なのかが明確でなければならないと私は思います。いわゆるターゲットを絞った戦略により、移住定住政策にするべきだと思います。

今、大仙市はどんな人たちをターゲットにした移住誘導策と、その情報の出し方など検討されているのか、その戦略が大仙市ライフの提案かとも思いますが、そのイメージはとはどんなものか。そして、この施策は全庁の関連部局の連携がなければならないと思います。その仕組みを作っているのかどうか。あわせて、28年度予算に計上した定住移住関連予算についての考え方はどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の定住移住対策についてお答え申し上げます。

はじめに、定住移住対策の戦略の構想についてであります。市ではこれまで社会インフラの整備をはじめ、医療・福祉の充実や安全・安心対策、集落支援対策など、市民の住み良さ・暮らしやすさの確保と地域の活性化のための施策に取り組んでおり、あわせて雇用に関する支援策をはじめ、担い手の確保や空き家バンクなど移住定住を促進する各種施策も進めてきたところであります。

市の最上位計画として位置づけ策定を進めている第2次総合計画では、移住・定住の促進を基本方針の一つとして掲げ、市民一人一人が大仙市で暮らせる喜びを再認識し、市内8地域のそれぞれの魅力と強みを積極的に市外・県外に発信していくことで、若者の地元定着の推進とあわせ、新たに県外からの移住者の受け入れを推進することとしております。

また、少子高齢化の現状を背景に、「若者の地元志向を高める」、「市外からの移住者を増やす」などの観点のもと、特に20代から30代を中心とした、Aターン就職の推進と市外からの移住者の受け入れの促進を積極的に実施していくこととしております。

さらに、大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、本市は県内屈指の稲作を中心とした穀倉地帯であり、県内外に対する食糧供給基地となっていることから、その強み

を活かし、首都圏等からの就農希望者を呼び込むため、本市の農業ブランド力や指導力の充実を図るとともに、それを広く発信していくことなどを盛り込んでいるところであります。

次に、定住移住対策推進に当たっての庁内体制につきましては、今般策定する総合計画及び総合戦略において、『だいせんライフの確立と発信』をまちづくりのキーワードの一つとしております。

この「だいせんライフ」は、本市が豊かな自然や風土、文化に恵まれ、子育て環境や教育に優位性を持ち、花火産業構想に代表される新たな産業振興にも取り組む、住み良く元気なまちであり、そのことを市民と意識共有されている状態での生活、または生活スタイルを示す概念であります。

両計画では、この概念をもとに、人口減少、少子高齢化社会の進展を見据えた生活する上で不自由を感じないまち、背伸びをしない身の丈に合ったまち、小さいながらもバランスのとれたまちを目指し、発信していこうとしているものであります。

新年度においては、企画部まちづくり課内に「だいせんライフ促進班」を設置し、移住定住に関する窓口を一本化しながら、首都圏ふるさと会をはじめ、県が首都圏に設置している相談窓口などとの連携を図り、より密度の高い情報発信や情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年度予算における具体的な定住移住対策事業につきましては、引き続き空き家バンクによる情報提供のほか、企業がAターン者を雇用した場合に助成金を交付する「若者定住促進雇用助成金制度」、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域の活性化とあわせて定住・定着を図る「地域おこし協力隊制度」の導入などを実施してまいります。

加えて、来年度のだいせんライフ促進班の設置に伴い、移住者への住居提供システムの構築をはじめ、移住体験や市内企業の職場体験、首都圏における移住相談会の開催など、地域の魅力発信を含め、移住定住に関する施策について各支所地域活性化推進室をはじめ関係機関とも連携を図りながら、さらなる支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

○14番（金谷道男） 移住定住対策の一番のスタートは、今住んでいる人が、ここに住んで良かったし住み続けたいと思う人が一杯いることが、まずは前提なのではないかなと、それは今、市長の答弁の中にもありましたので、私もそのとおりだと思います。やはりその地域がいいと自信持っている人がたくさんいるところには、人が来てもらえるんじゃないかなと思います。

ただ、先程の中でも申し上げましたが、日本全国で定住移住対策は、どこの町村もみんなやっているわけで、やっぱり何かを、かなり明確なメッセージを出さないと、なかなか選んでもらえないのではないかなと思います。そういう意味では、どういうことが基準で移住定住している人たちが何を求めているかというようなことは、いろんなところで調査されてデータとしてあるようでありますので、その中で大仙市は何がいいところというか、出せるところなのかというようなあたりの検討を是非やっていただきたいと思います。

その関連で、何ばかなこと言ってるかというふうにお取りいただければそれでもいいんですが、一つの私、こんなことを思っていますよということで申し上げたいと思います。どっかでも私、話をしたんですけれども、大仙市、秋田県もそうですけれども、私は非常に教育環境のいい地域だと思います。これは全国に当然自慢できることだと思います。学力テストがどうのこうのと言う以上に、地域の教育に対する理解が非常に高いということが私は非常に自慢できることだと思います。

そこで、大仙市でいろんなところで民謡の大会やっています。非常に民謡の大会が盛んです。これは取りも直さず地域で民謡が盛んだということだと思います。その中に、全国から子どもたちが多分参加者として来ているんだと思います。私は民謡を学ぶ子どもたちを大仙市内に、国内留学するようなそういう考え方はできないものかなと、ずっと思っています。高校も含めてです。これ、たまたま私、民謡の話したんですが、何でしたかという、さっき言ったようにいろんな大会がある、あるいはそれを指導できる人たちがいる。そんなことで、トレーニング場にもなるんじゃないかなと、そんなふうなことも今後は是非検討していただきたいと思います。これは何も民謡だけに限った話ではなくて、スポーツ関係もあるかもしれません。それから、先程市長の話の中にもありました農業に関係すること、必ずしも若い人たちが主のだけではなくて、子どもの時代から興味がある人がいるかもしれません。これは高校ぐらいになりますと。そういったこと

も含めて是非考えていつていただきたいもんだなということ、まず一点です。

それから、実は先日、議会で花火庵で市民の方々との対話といいますか懇談会を開きまして、たまたま私聞いた人の話なんですが、この方、まさにUターンで大仙市に来ていた方のお話を聞く機会がありました。この方、どういうことでここに来たのかというようなことも含めていろいろお話したんですが、やはり、私はたまたまその人1人の話ですので、これが絶対というようなこと言うつもりはございません。ただ、大仙市について言えば、Uターンとか移住してくるときの情報がやっぱり少ないと。なかなかできなかつたというようなお話をしていました。その中でですね、私ちょっとハッと思ったのは、移住定住してくる人たちは、空き家とか私たち住むと思うんですが、空き家を取得してどうのこうのというふうにちょっと思ったんですが、実はその方は、やはり将来のことを考えると、家を持ってまでもということまでは考えないと。賃貸でいきたいと。アパートを探したら、なかなか若者向けのアパートはあるんだけど高齢者向けはなかなかなかったというような話をしていました。それで先程、Uターン、Iターンを希望する人たちは何を基準に選んでいるのかという中に、実は結構その住居が、仕事もそうですけれども住居も結構あるんです。そういった意味では、いろんな住居の提供の仕方があるんだと思います。賃貸も含めて、あるいは売ることも含めて。そしてそれは公的な住宅もあるでしょうし、私的な、いわゆる私的な部分のものもあるんだと思います。そして、それにはそれぞれのパターンにあわせた、どういう支援の仕方があるのか、そういったことも当然考えないといけないことに含まれるんだと思いますが、この後のその定住移住対策については、そういったきめ細かなところまでのやっぱり考え方、それから、どういう人を入れてくるのか、そういったことを含めてやることで、実は大仙市は皆さんわかっているとおり8つの地域がありますので、実はそれぞれの地域でこういう人だとうちの方いいですよというようなことを出せるという意味でいうと、非常に強みがあるんだと思います、私は。だからその組み合わせによって、より多くの人たちから大仙市を選んで来ていただける、そういう方向性もできるんじゃないかと思うので、この後のその、本当に今、方針、あるいは考え方は全くそのとおりだと思いますので、本当の施策に入れたときに、どういうふうにしていくかということが大事だと思いますので、私が言ったようなことも含めて検討していただきたいなと思うんですが、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 移住定住につきましては、正直言ってこの前、新聞に秋田県の中で大仙市も結構移住してきている人がいるという記事が出ました。我々の認識としては、まだ様々な情報発信が足りない自治体だなというようなことで、これから様々なやっぱり情報発信と、場合によってはまずターゲットの難しい点はあるところ絞り込むという、こういうところがいい要素で、そういった絞り込みながら情報を提供していくということも必要ではないかなと思っております。その辺で、あとはこちらの空き家の関係につきましても、少し前まではほとんど入居する方がいなかったですけども、少し動いてきているというようなことで、世の中全体が少し動いてきているのかなという感じをしております。

議員いろいろ今おっしゃいました問題につきまして、8つの地域の特色を生かしたもののということを中心に重要な要素だと考えておりまして、これは昨年からスタートしました地域活性化推進室がこの部分をやったり担いながら、やはり同じ大仙市でもそれぞれの地域に特色がありますので、そういうものをきちっとこう、こういう範囲の我々の地域、そして大仙市はこういうものだという情報が、できるだけやはりいろんな形でそういう興味のある人たちに伝わるようなことを積極的にやっていかなきゃならないのかなと思っております。実際、県が開いています合同事務所の関係につきましても、まだまだ大仙市の利用は積極的ではないというようなご指摘も県の皆様から受けていたりすることがありますので、秋田県全体の窓口としては首都圏に持っているわけですので、やっぱりそこを一つの起点として様々な情報を、こちらからも送りながら、あるいはその情報の整理をして、興味を持っていただけるような形にしながら定住移住という問題を考えていかなければならないのではないかなと思っております。

いろいろ今試行錯誤中みたいな部分もありますので、ひとついろいろ議会の皆様からのご指摘などをいただきながら、いろいろ総合的な形でこういう問題に対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 14番。

○14番（金谷道男） 大変ありがとうございました。今、情報を取るときには、結構やっぱりインターネットだと思います。是非、市のホームページに移住定住の入り口を、やっぱり見えるような形でこの後つくるようなことを検討していただきたいということ

を最後に申し上げまして質問を終わります。

○議長（千葉 健） これにて１４番金谷道男君の質問を終わります。

【１４番 金谷道男議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、１６番富岡喜芳君。

（「１６番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、１６番。

【１６番 富岡喜芳議員 登壇】

○議長（千葉 健） １番の項目について質問を許します。

○１６番（富岡喜芳） 大地の会の富岡喜芳です。皆さん大変お疲れの所、しばしのお付き合いの程、お願い申し上げます。

このＴＰＰの問題につきましては、何人かの方々が一般質問されておりますけれども、私は私なりの観点から質問させていただきます。

昨今、連日のようにＴＰＰのことが報じられております。我々農家にとっては「針のむしろに座れ 米作りを止めろ」と言われている恐怖の連日であります。

ＴＰＰ問題は、地域に与える影響が依然として不透明であり、生産環境の変化やコメなどの輸入量増大に伴い、市内、県内、国内の農家には、将来への大きな不安と絶望のなにもものでもありません。

米の消費量が毎年８万ｔずつ減少傾向にあり、農家の手取りも無に等しいこの時代であります。安価な海外農産物との競争激化や高齢化による労働意欲の低下が懸念され、農家のやる気をなくしています。後継者不足の折、市内農家はますます弱体化し「米どころ大仙」にとっては、不利益なことばかりであります。

さて昨年末、政府はＴＰＰによる国内の経済効果分析を示し、農林水産物の生産額が１，３００億円から２，１００億円減少すると発表いたしました。関税が大幅に削減される畜産や水産物などで影響が大きく出る一方で、コメや小豆の影響はゼロといたしました。

農林水産省は、関税が１０％以上で国内生産額が１０億円以上の農産物１９品目と林水産物１４品目の計３３品目を対象として発表をいたしました。

県でも２月２５日、ＴＰＰが発効した場合に本県農林水産物の生産額が最大で４０億３，０００万円減少するとの試算を明らかにいたしました。県は、国が試算対象とした３３品目のうち、本県で生産されている１６品目について２０１３年の生産量などを基

に影響額を算出いたしました。

そこで質問でございます。当市では、何を基準として品目を選定して、どの程度の減少額が生じるのかをお伺いしたいと思います。まずこの問題が一点でございます。

次に、国はＴＰＰで米国とオーストラリアに向け、コメの無関税輸入枠を設定し、発効当初は計５万６千ｔ、１３年目には米国から７万ｔ、オーストラリアから８，４００ｔ、計７万８，４００ｔに輸入拡大をいたします。大仙市での１５年産米の総収穫量が７万７，６００ｔありました。そして、日本の年間コメの消費減量、すなわち食べなくなる量が約８万ｔあります。将来は、もっともっと多くなります。現段階では、全く輸入数量と同じ数字であります。この対策として、政府は備蓄米を毎年２０万ｔずつ買い上げて、１００万ｔを超える６年目から２０万ｔずつを飼料米など主食用以外で販売してきました。これをＴＰＰ対策として毎年３３万ｔずつ買い、３年分を蓄えてからＴＰＰの輸入量を上回る１３万ｔ増の買い入れで市場に出回るコメ全体の流通量を抑える対策を講じることで価格面への影響「ゼロ」としております。県も同じ試算で、影響ゼロとしております。なんといい加減な国・県の試算でしょうか。流入する外国産米が国産より安いに決まっております。それが国産価格の下落に直結する可能性になります。備蓄米の買い入れ量は、飼料米や加工用米として売却される量も増えることになります。政府が生産調整の見直しに伴い進めてきた飼料米の増産に逆行することでもあります。農家は混乱、混迷いたします。コメはＴＰＰの影響を最も受ける品目の中で最重要品目であることは明らかであります。それを「ゼロ」と判断することは、全く理解できません。市として「コメ」の影響「ゼロ」をどう受け止めるかをお伺いいたします。

次に、農業は日本の風土や国土、環境、伝統文化を永きにわたり守ってきました、それが田舎です。ＴＰＰの影響で輸入農産物が大量に増え、価格面でも大きく引けをとり、国際競争にさらされますと、農業・農村が大きな打撃を受け、農業・農村が荒れて破壊されてしまいます。市でも２８年度からＴＰＰ対策として「稲作に依存した本市農業には厳しい状況にある」として、新たに農林部をＴＰＰ対応窓口として農業対策の充実を図っているところであります。その中で大豆振興、野菜、花き、園芸作物や畜産物などの複合経営の推進、また、６次産業化の支援等々の施策を練っておりますが、これらはコメに比べて人手と手間が多くかかり、栽培技術、また、経営技術の修得が必要となります。現実の農業経営者、従事者は、高齢化しており、平均年齢６６歳から６７歳ぐらいになっております。

県のＴＰＰ対策素案では、農家の所得対策は国の事業で行うこととしております。国でも全ての農産品を対象に農家の減収を補填する収入保険制度を創設するとしておりますが、私は国・県に対して現在ある米の直接支払交付金、今は１０億５千万円、それと水田活用の直接支払交付金等の大幅な増額、充実を目指し、農業所得保障の確保と安定につなげ、大仙市農業を死守、維持していくのがＴＰＰ対策への最大の最高の対応とも思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、昨年末、政府はＴＰＰの発効による経済効果に関する政府試算の概要を示し、ＴＰＰが発効して輸出入拡大や国際的な投資の増加などの効果が十分に表れた時点で、ＴＰＰがなかった場合に比べて国内総生産（ＧＤＰ）を実質で１４兆円程度押し上げると見込み、２０１４年度実質ＧＤＰ５２４兆円をベースとすると約３％弱に相当すると発表しました。アベノミクスの効果すら何も感じれない地方に、その効果が表れるのでしょうか。非常に疑問もありますが、２次産業、３次産業に与える経済効果を、どう分析しておるのか、この点についてもお伺いいたしたいと思っております。

○議長（千葉 健） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 富岡喜芳議員の質問にお答え申し上げます。

質問のＴＰＰ大筋合意による農産物の生産額への影響についてであります。ＴＰＰ交渉は昨年１０月５日の大筋合意を受け、去る２月４日、日本やアメリカなど１２カ国によるＴＰＰ協定の署名が交わされ、各国とも議会の承認を求めるなどの国内手続を進めております。

我が国においても、明日にも協定の承認案と関連１１法案を閣議決定し、今国会に提出する見通しであり、今後、審議が本格化することとなっております。

ＴＰＰ発効による影響は、様々な分野に及ぶと考えますが、先に国の影響額試算を準用し、県が試算結果を公表しております。それによると、農産物の生産額の減少額は、県全体で１４億２，０００万円となっております。市の農産物への影響額試算については、国及び県における試算対象品目のうち、本市農業生産への影響が大きいと想定される米及び畜産の部門について、県の計算方法を用いて試算しております。試算の結果といたしましては、牛肉は５，３００万円、８．８％、豚肉については７，７００万円、５．０％、牛乳・乳製品は５００万円、１．９％がそれぞれ減少し、米に関しては、国・県と同様、生産額の減少はないという試算結果であります。

次に、ＴＰＰ大筋合意による米への影響につきましては、国は現行の関税率の維持や国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、市場に流通する主食用米の総量調整を図るなど、影響はないものと示しております。

また、県におきましても国に準拠し、同様の試算となっており、市としても生産現場からの疑問の声はあるものの、市独自の算定基準を持ち合わせていないことから、県と同様の結果となっております。

ＴＰＰの影響額試算において、米に関しては国・県、または市においても生産額の減少はないこととしておりますが、アメリカやオーストラリアの安価な輸入米の増加による米価全体の下落や在庫過剰感、業務用米など低価格帯での競合による国産米の需要減少、そして何よりも食料自給率という点から、生産調整に協力してきた農業者の生産意欲の低下が懸念されます。今後も地域農業が安定的に持続できるよう、国内需給の安定化に向け、需要に応じた米生産を推進するとともに、農地の集積・集約化や生産基盤の充実に図り、担い手等が営農しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

次に、ＴＰＰ発効を見据えた国からの支援と大仙市の対応につきましては、国は攻めの農林水産業への転換を目指し、農作物の輸出、農業機械の導入支援や担い手への農地の集積・集約化、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化などを推進するため、平成２７年度農林水産関係補正予算においてＴＰＰ関連対策として３，１２２億円を計上しております。このうち本市の関連では、農業用機械導入の費用を助成する「経営体育成支援事業」に約１億４，８００万円、農地の区画整理、汎用化を推進するほ場整備事業８地区の事業費の市負担分として約３億１，３００万円を今次定例会で予算の補正をお願いしております。

市といたしましては、こうした国の政策を有効に活用しながら進めていく必要があるものと考えておりますが、これらの政策は産業政策に重点が置かれ、地域農業・地域政策に配慮を欠いたものとなっております。市では、中小規模農家であっても、営農に意欲的に取り組む農業者に対して、田植機やコンバインの導入経費の一部を支援する市単独の稲作経営体応援事業を２８年度から拡充し支援することとしております。

また、中山間地などの条件不利地域であっても、畑作物への転換や営農を継続できる環境を整備するため、市単独の「小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業」や県の「中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業」などを積極的に導入して、中山間地域の農地の有効活用を図り、耕作放棄地の解消はもとより、生産性の向上と地域コミュニティ

維持に向けた取り組みを推進しております。

次に、米の直接支払交付金等の増額についてであります。

米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金は、米主体の生産構造にある本市農業にとって、米価の低迷への対応や大豆や野菜、花きなどを取り入れた複合型生産構造への転換を図っていく上でも、一定程度の効果があった政策と考えておりますが、国は平成30年産からの生産調整の手法の見直しや現在、主食用米10a当たり7,500円を支援する米の直接支払交付金も廃止することとしておりますので、一行政機関としては、この決定に従わざるを得ないと考えております。

いずれにしましても、TPP対策をはじめ、国の動向を注視し、国の施策で有効活用できるものは最大限活用し、国あるいは県の対策で不十分な部分については、市独自の施策で補完しながら本市農業の継続・振興に取り組んでまいります。

なお、市においてTPPに関連する情報収集等を扱う総合的な窓口につきましては、機構改革によりこの4月から組織される農林部で対応することとしております。

次に、2次産業、3次産業への影響につきましては、TPP大筋合意を受け、平成27年10月28日付で内閣官房TPP政府対策本部より、総合的なTPP政策大綱作成に関し、市町村を対象に事前の意見照会があり、工業分野として、市内のものづくり企業からなる大仙市企業連絡協議会の会員50社に対しアンケートを行い、13社から回答を得て国に回答しております。これによりますと、全体としてTPPによる影響はないと考えられており、新たな対策を検討している企業もありませんでした。

影響はないとする理由としましては、関税ゼロで輸入されているものが多くあり、既に価格競争の中にあることや、多品種少量生産や独自技術による製造業においては影響が受けにくいということが挙げられております。

また、好機になるとの意見では、輸出先で関税率が下がることにより、販路拡大や販売増が見込まれることや自動車業界等では、国内生産への回帰・維持に良い環境になると考えられるとしております。

なお、懸念される事項としては、価格競争の激化や技術、製品の知的財産権の管理などが挙げられております。

一方、3次産業の小売業やサービス業への影響については、一部新聞報道等で農業生産額の減少がもたらす雇用者所得減少や家計消費減少による購買力の低下や雇用喪失等が懸念されておりますが、市内の商工団体に確認したところ、2次産業同様に販路拡大

や販売増が見込まれるとのことでもあり、ＴＰＰによる大きな影響はないものと推測をしているようであります。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

○１６番（富岡喜芳） ありません。以上で終わります。

○議長（千葉 健） これにて１６番富岡喜芳君の質問を終わります。

【１６番 富岡喜芳議員 降壇】

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第３日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 ３時１０分 散 会

